

令和2年第5回上里町議会定例会会議録第1号

令和2年9月4日（金曜日）

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長の行政報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 一般質問について
- 日程第 7 （町長提出議案第61号）上里町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 （町長提出議案第62号）上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 （町長提出議案第63号）上里町事務手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 （町長提出議案第64号）固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 11 （町長提出議案第65号）公平委員会委員の選任について
- 日程第 12 （町長提出議案第66号）令和2年度上里町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 13 （町長提出議案第67号）令和2年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 14 （町長提出認定第 1号）令和元年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 （町長提出認定第 2号）令和元年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 （町長提出認定第 3号）令和元年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 （町長提出認定第 4号）令和元年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 （町長提出認定第 5号）令和元年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 1 9 (町長提出認定第 6号)令和元年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算
の認定について
- 日程第 2 0 (町長提出認定第 7号)令和元年度上里町下水道事業決算認定について
- 日程第 2 1 特別委員会委員長報告について
- 日程第 2 2 (町長提出議案第68号) 令和元年度上里町一般会計補正予算 (第 6 号) に
ついて
- 日程第 2 3 (町長提出議案第69号) 教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 4 (意見書第13号) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激
な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書 (案) について
- 日程第 2 5 (意見書第14号) 容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書 (案) に
ついて
- 日程第 2 6 (意見書第15号) 少人数学級の早期実施を求める意見書 (案) について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長の行政報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 一般質問について
-

出席議員 (1 4 人)

1 番 黛 浩 之 君	2 番 高 橋 茂 雄 君
3 番 高 橋 勝 利 君	4 番 飯 塚 賢 治 君
5 番 仲 井 静 子 君	6 番 猪 岡 壽 君
7 番 齊 藤 崇 君	8 番 植 原 育 雄 君
9 番 植 井 敏 夫 君	1 0 番 高 橋 正 行 君
1 1 番 納 谷 克 俊 君	1 2 番 沓 澤 幸 子 君
1 3 番 高 橋 仁 君	1 4 番 新 井 實 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	山下 博一 君	副 町 長	江 原 洋一 君
教 育 長	埴 岡 正 人 君	総 務 課 長	山 田 隆 君
総合政策課長	豊 田 貴 志 君	税 務 課 長	須 長 正 実 君
くらし安全課長	間々田 亮 君	町民福祉課長	亀 田 真 司 君
子育て共生課長	飯 塚 郁 代 君	健康保険課長	及 川 慶 一 君
高齢者いきいき課長	間々田 由 美 君	まち整備課長	相 馬 伸太郎 君
産業振興課長	山 下 容 二 君	上下水道課長	根 岸 利 夫 君
学校教育課長	望 月 誠 君	学校教育指導室長	福 島 実 君
生涯学習課長	伊 藤 覚 君	会 計 管 理 者	小 暮 伸 俊 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 下 忠 仁	係 長	飯 塚 剛
---------	---------	-----	-------

◎開会・開議

午前 9 時 1 分開会・開議

○議長（猪岡 壽君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、令和 2 年第 5 回上里町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（猪岡 壽君） 日程第 1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、4 番飯塚賢治議員、5 番仲井静子議員、7 番齊藤 崇議員、以上の 3 名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定について

○議長（猪岡 壽君） 日程第 2、会期の決定についての件を議題といたします。

前期定例会において、議会運営委員会に審査の付託をしておきました今期定例会の会期日程等の審査結果報告を求めます。

議会運営委員長、新井實議員。

〔議会運営委員長 新井 實君発言〕

○議会運営委員長（新井 實君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員長の新井實でございます。前期 6 月定例会で審査の付託を受けました、今期定例会の会期日程等について、去る 8 月 17 日午前 9 時より議会運営委員会を開催し、慎重審議しましたので、その結果を報告いたします。

初めに、一般質問であります。今期定例会における一般質問は、10 名の議員から通告が出されており、質問の通告時間は 6 時間であり、答弁時間を含めると、おおむね 10 時間 20 分程度になると見込まれます。

なお、一般質問は本日と 9 月 7 日月曜日の 2 日間となり、本日 5 名、9 月 7 日月曜日 5 名の割り振りとなりました。

次に、町長提出議案につきましては、条例の一部改正が 3 件、人事案件としまして固定資産評価審査委員会委員の選任が 1 件、公平委員会委員の選任が 1 件。補正予算については、一般会計、介護保険特別会計の 2 件であります。決算関係については、令和元年度一般会計歳入歳出決算認定及び特別会計歳入歳出決算認定並びに水道事業決算・下水道事業決算認定について

の7件が予定されており、これらを合計いたしますと、14件の提出議案であります。

なお、会期中に追加議案の提出がある旨の報告を受けております。

次に、今期定例会に受理した請願・陳情はありません。

これらを考慮し、今期定例会の会期は、お手元に配付した会期日程表のとおり、本日9月4日から10月6日までの33日間といたしたところでございます。

以上で、議会運営委員会に付託された会期日程等の審査結果報告といたします。

慎重審議をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。よろしく申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日から10月6日までの33日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は33日間と決定いたしました。

◎日程第3 提出議案報告について

○議長（猪岡 壽君） 日程第3、提出議案の報告について。

町長から送付がありました議案は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。事務局の報告は省略させていただきます。

◎日程第4 町長の行政報告について

○議長（猪岡 壽君） 日程第4、町長の行政報告について。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

上里町議会定例会の行政報告ということでございますが、その前に、1点ちょっと時間をいただきまして、新型コロナウイルスの最近の状況は、昨日、本庄保健所から状況の報告がありました。お見えになったのは、埼玉県北部地域振興センター本庄事務所の浪江所長が遠藤所長の代理でまいりました。その中で、感染状況でございますが、8月中旬以降の本庄児玉地域での新型コロナウイルス感染拡大で不安を抱かれる方が多いかと思われます。8月17日から9月3日現在までの陽性者は、本庄保健所管内で46人、感染経路の不明の方も数名いましたが、多くは陽

性者と一緒に食事をともにした方、またはその家族であることが分かっております。そういう状況でございます。

その中で、啓発と称しまして3つ、保健所長からお話がありました。

第1点目は、第一波のころの緊張感が薄れてきてはいませんかということです。外出時にマスクを着用、手洗いの励行、3密を避けた生活など、一人一人の心がけがこの地域の感染拡大を防ぎます。もう一度一人一人が感染予防行動をお願いしますということであります。

それから2点目、今回の感染拡大は、この地域に暮らす一人一人の問題でありまして、誰もが望んで感染する人はいません。感染を受けてしまった人たち、必死で治療に当たっている医療従事者やその家族に対して傷つける振る舞いなどは差し控えてほしいということでございます。それが2点目。

3点目、収束が見通せない中で感染予防を継続する。自分の行動習慣を見直すなど、一人一人の行動変容が地域の安心をつくれます。どうすれば感染予防をしながら楽しい時間を過ごせるか、皆さんと知恵を出し合って感染予防に力を合わせていただきたいという3点でございます。

それから、昨晚、本庄市の吉田市長からも私に直接電話がありまして、この趣旨の内容を本庄市としてはホームページに掲載するということでございます。上里町もこのメッセージをホームページや、どういう形で、今、総務課長が案文を検討していますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

では、行政報告のほうに入らせていただきます。

9月に入りまして、朝晩は少ししのぎやすくなりましたが、まだまだ残暑が続いておる状況でございます。今年の夏は、例年になく猛暑日が続き、日本各地で最高気温を記録し、大変暑い夏でありました。これから台風シーズンとなりますが、引き続き新型コロナウイルス感染症対策とともに、異常気象、気候変動による自然災害に対して、行政として迅速かつ万全の体制がとれるよう、常に危機管理意識をしっかりと持ち、組織体制を整えてまいりたいと考えているところでございます。

本日ここに、令和2年第5回議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御参集を賜り、町政の重要課題につきまして御審議いただきますことに対しまして心から感謝申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症に関しての町の状況を御報告させていただきます。

緊急事態宣言が解除された7月以降、全国的に感染者が再び増加している中、埼玉県内では日々50人前後の新規感染者が増加している状況となっており、9月2日現在、4,013名の感染が

確認されているなど、新型コロナウイルスの感染は菌止めがかからない状況となっております。

町内においては、4月26日に2人目の感染者が確認されてからは、感染者の発生についてはしばらくありませんでしたが、6月下旬から7月下旬にかけて8人の感染が確認され、8月に8人、今月に入ってから2人の感染が確認され、9月4日現在、計20名の感染者が確認されております。罹患された方々には心よりお見舞い申し上げます。

感染拡大防止のため利用を制限していた公共施設については、町の対応基準及び感染防止対策のもと、8月より順次利用を再開いたしておりますが、感染の再拡大により、町民の皆様の安全を考慮いたしますと、秋以降も多くの事業や行事が中止、延期の決定を余儀なくされております。

町民の皆様には、引き続き感染拡大防止のための取組、公共施設の使用制限、行事、イベントの中止等に御理解と御協力をいただき深く感謝申し上げる次第でございます。

次に、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に関しての御報告をさせていただきます。

家計支援のため、国民に一律10万円を給付する特別定額給付金については、8月20日に受付を終了し、給付済み件数については、1万2,986件、率にしますと、約99.5%となっております。なお、未申請者の方への対応として、勧奨通知の発送や自宅訪問、電話勧奨を行いました。また、児童手当受給世帯の対象児童1人当たり1万円を給付する、子育て世帯への臨時特別給付金については、8月26日時点において2,459世帯に対し給付を行いました。

次に、5月臨時会において補正予算を議決いただきました上里町独自の支援策、上里町民の暮らしと健康を守る緊急施策について御報告させていただきます。

事業活動の縮小を余儀なくされている町内商工業者に対して、応援給付金として一律5万円を支給する町内商工業者応援給付金事業については、8月31日までに377件の事業者様に交付をいたしました。また、育児と仕事を単身で担うひとり親家庭などの世帯に対して3万円を支給するひとり親家庭等応援給付金事業については、266件の支給を完了しております。指定避難所等における感染防止対策に関わる配備については、非接触型体温計、防護対策キット、消毒液等を購入し、配備しております。

これらの支援策に加え、町民の皆様の健康に対する不安や新型コロナウイルスに起因する相談に対応する専用ダイヤルの開設につきましては、7月末までに約900件の相談、問い合わせをいただいております。

次に、町独自支援策の第2弾につきましては、補正予算を7月臨時会において御議決いただき、実施を開始しております。第2弾の支援策は、感染拡大防止策の徹底、住民への生活支援など4本の柱を中心とする全14事業、総額約4億6,710万円の支援策となっており、その一部について御報告をさせていただきます。

まず、感染拡大防止策の徹底として、行政区の運営、地域コミュニティ活動が安全に行われるよう、手指消毒液を各行政区に配布する。コミュニティ活動再開事業につきましては、既に配布が完了しております。避難所での感染予防を行うため、パーティション、非常用トイレ、フェイスシールド等を配備する、避難所の感染症拡大予防事業及び職員間来客者との飛沫感染を防止し、安心して行政施設を利用していただくため、アクリル製パーティションを配備する行政機能継続事業について、配備及び発注を終えております。

住民への生活支援として、町内在住の65歳以上の方に対して、コロナ禍における不安を軽減し、安心した生活を送る支援として、新生活様式に対応するグッズとして、衛生用品、熱中症対策用品を支給する高齢者向け新生活対応グッズ支給事業については、8,478名にお配りさせていただきました。学び応援事業として、よりきめ細やかな指導を実施するため、学習指導員の採用及びスクールサポートスタッフの増員をする学び応援事業の学習支援事業については、既に10名を採用し、配置しております。また、町内小・中学校、児童・生徒の給食費6か月分を全額補助いたします学校給食費臨時補助事業、また、一般家庭等の水道料の基本料金について、9月請求分より6か月分を減免いたします。水道料金の一部減免事業については、現在準備を進めておるところであります。また、住民消費の喚起としてのこむぎっちプレミアム付商品券発行事業につきましては、10月からの購入申込み開始に向けて準備を進めております。

なお、その他の事業につきましても、迅速かつ適切に実施を進めておるところであります。

いまだ先が見えない状況の中で、今後の生活に対する町民、町内事業者の不安を軽減するため、国や県の対策と連動しながら必要な予算措置を講じ、さらなる支援について検討していかなければならないと考えておりますので、引き続き御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

さて、本定例会には、条例改正といたしまして、上里町税条例の一部を改正する条例など、条例の一部改正案が3件、固定資産評価審査委員会委員及び公平委員会委員の選任についての人事案件が2件、令和2年度一般会計補正予算をはじめとした補正予算案が2件、令和元年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出など、決算の認定7件を提出議案とさせていただきました。また、人事案件として、教育委員会委員の任期満了に伴う任命について、追加議案として御提案いたしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

これらの提出議案につきまして慎重審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

全国的に社会経済活動が再開されて以降、新型コロナウイルス感染症は再び拡大の一途をたどっている状況であります。今後も新しい生活様式への移行を促す支援策などを講じ、新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の両立に向け、警戒を継続しつつ、町民の健康、安

全を第一に考え、この難局を乗り切ってまいりたいと考えております。町民の皆様には、引き続き気を緩めることなく、身体的距離の確保、手洗い、マスクの着用、3つの密を避けるなどの感染予防の徹底をお願いいたします。

以上をもちまして、本定例議会におきます行政報告といたします。今後とも町政推進に当たりましては、町議会議員各位の御指導と御協力をよろしくお願い申し上げます。

令和2年9月4日、山下博一でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） 以上で町長の行政報告を終わります。

◇

◎日程第5 諸報告について

○議長（猪岡 壽君） 日程第5、諸報告について。

今期定例会において受理した請願及び陳情はありません。

次に、規則等の制定及び一部改正が報告事項として提出がありましたので、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により、町長ほか関係者の出席を求めました。

以上で諸報告を終わります。

暫時休憩いたします。議員はそのままお待ちください。

午前9時23分休憩

午前9時25分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程第6 一般質問について

○議長（猪岡 壽君） 日程第6、一般質問についての件を議題といたします。

会議規則第61条の規定により、一般質問の通告がありましたので、通告に従い、発言を許可いたします。

2番高橋茂雄議員。

〔2番 高橋茂雄君発言〕

○2番（高橋茂雄君） 皆さん、おはようございます。

議席ナンバー2番高橋茂雄です。

議長の許可を得ましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

今回は、(1)水道事業の経費削減について、1、水道メーターの検満について、(2)各種、申

請箇所の一本人化について、1、出生届について2問です。

最初に(1)水道事業の経費削減について、1、水道メーターの検満についてから質問させていただきます。

水道メーターは、計量法に基づき8年で検満を迎えます。そこでお尋ねいたします。検満で水道メーターを交換し、一度も使用せずゼロ立法のまま交換しているのがあるのでしょうか、また、あるとしたら何基ぐらいあるのでしょうか。水道メーター管理台帳等で一括管理していると思われるが、その年度の8年間全く使用しなかった水道メーターも、一般家庭と一緒に予算組みをしていると思われるが、最近、町内のアパート等も空き家が多く、水道の計量器等も封鎖され、何か月も使用されていません。水道栓に封印をする仕事があるならば、入居するときに、開栓をするときに水道メーターを新しく交換すれば済むことだと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

現在、水道メーターが13ミリで、本体価格1,300円、取替代金等1,600円、合計で3,800円、消費税を含めて4,180円かかります。単純に計算した場合、4,180円が全く使用されないまま交換時期を迎える計量器が何台あるのでしょうか。1台当たり4,180円は水道事業の中では大した金額ではないかもしれませんが、今後ますます空き家が増えれば、1戸4,180円が10台で4万1,800円、100戸あれば41万8,000円にもなります。一度も使用されずに、また期限が来て新しく交換することについて、町長の答弁をお聞きいたします。

続いて、(2)各種申請箇所の一本人化について、1、出生届について。

人生で、婚姻届、出生届、離婚届、死亡届とあるけれども、今回は出生届について質問させていただきます。

町長は、子育て日本一を目指すと常に言われていますが、それにしても、子育ての最初であります出生届の手続きが多く、面倒ではないでしょうか。町では、出生届者の方へ、出生届を最初に町民福祉課町民係に出します。必要なもの、出生届書、母子手帳、認印、出生届を出した方は次の課へ、健康保険課医療年金係で子ども医療費の手続きをし、次に、子育て共生課子育て支援係で児童手当の手続きを行うのが現在の行政の在り方です。

窓口が多過ぎませんか。少なくとも窓口を一本化できませんか。

零細企業は、赤ちゃんが生まれたときの有給休暇が認められているのはわずか2日です。その間で出生届を出すには、窓口が多過ぎるのと、書類の提出が多過ぎるのでは。ちょっとしたものが足りないと、少なくとも3回ぐらいというよりも、3日庁舎を訪れないと手続きができないのが現状です。最初に申し上げましたが、有給休暇はわずか2日です。この現状を町長はどう思われますか。

町長の答弁をお聞かせください。

また、町長は適材適所の職員を配置すると言われていますが、初めて役所を訪れる人には、応対する職員が何でも知っているものとして話しかけます。相談に答えられる素早い対応を期待しております。それには、2年ぐらいの配置転換をしないで、それぞれの対応に熟知した職員を育てませんか。それができないなら、専門職の人を雇用し、出生届を一任できるシステムを構築してくれませんか。

町長の答弁をお聞かせください。

また、外国籍で永住権を持つ方で、認知されないお子さんの出生届をどのように受理されているのでしょうか。

町長の答弁をお願いいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（猪岡 壽君） 2番高橋茂雄議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋茂雄議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず1、水道事業についての①水道メーターの検満についてのお尋ねでございます。

御承知のとおり、水道メーターの交換は計量法に基づき、8年ごとに交換を行うことが定められております。本町におきましても、年間スケジュールにより交換をしております。

検満交換の状況は、平成30年度は1,543個、令和元年度は2,095個の交換を行いました。また、明らかに入居が困難な住宅やアパートなどについては、令和元年度はありませんでしたが、平成30年度に1個の撤去を行い、それ以外は新しいメーターに交換いたしました。

これは、メーターを取り外したままにしておきますと、二次側の管の中にほこりや小さな虫などが入り込んでしまい、衛生面への観点並びに給湯器などの故障につながってしまうことや、土圧などでメーター周りの給水管が押され、取付けができなくなるためであります。

このようなことを含め、取付け作業に時間がかかり、急な開始の申込みに対し対応が遅れてしまう可能性が生じないよう、いつでも使用できる状態に保つという観点から、一度も使用していないゼロ立米指針のメーターも交換を行っていたところであります。

高橋茂雄議員のお話のとおり、近年、人口減少に伴い、町内も空き家やアパートの空室などが散見するところでございます。アパートでのゼロ立米指針で検満交換を行った件数につきましては、平成30年度で4個、令和元年度の個数は13個でございました。金額で申し上げますと、令和元年度のメーター代と交換委託費合わせて1か所当たり、税込み2,970円、総額では3万8,610円でありました。

高橋議員の御指摘のとおり、使用していないメーターはそのときに交換対象とせず、使用開

始の際に交換を行うことで、少しでも経費削減につながることでありますので、試行的に実施していきたいと考えております。

次に、2、各種申請書の一本化について、①出生届についての御質問にお答え申し上げます。

出生に関する手続きにつきましては、町民福祉課において出生届を提出した後、隣の子育て共生課において児童手当の手続きを行い、次にその隣の健康保険課において国民健康保険証の発行や子ども医療費の申請手続きを行っております。

隣接する窓口での手続きのため、移動距離も最小限に抑えた配置となっており、また職員がお客様を次の課へ案内し、担当者に引き継ぐことで待ち時間を極力減らす努力をしております。

上里町では、過去に住民異動、福祉、医療に関する窓口が1階と2階に分かれ、住民の皆様に変な御不便をおかけした経緯がございます。その改善のため、平成25年4月に課の再編等を実施し、1階に窓口業務を集約することで、住民票等の交付、国民健康保険の手続き、児童手当の申請、保育所入所手続き、介護申請など住民生活に直結する住民サービスが同じフロアで受けられる体制を整え、現在も引き続き行っております。

出生の場合、通常3か所の手続きとなりますが、隣接する窓口体制を整えたことにより、窓口の一本化に近い状況となっております。また、出生以外の手続きについても、必要に応じて職員が該当する窓口まで御案内しております。

窓口一本化については、とてもよいアイデアではありますが、当町においては、システム面や庁舎の配置、人員等を模索した結果、現在に至っている経緯がございます。今後も現在の配置の中で、便利で分かりやすい窓口サービスに努めてまいりたいと考えております。

また、職員の人事異動につきましては、在職年数等のバランスを見ながら、ベテランの職員が中心となり、異動したての職員の指導を行いながら、窓口対応のノウハウを伝え、業務を行っております。同じ職員が長くいることで知識やノウハウの蓄積が見込まれる反面、後進の育成が停滞する等の問題が起こる可能性もあります。このような事態を回避するためにも、定期的に組織に新しい風を送り込むことができる人事異動は欠かせないものと考えております。

続きまして、外国人における出生届についての御質問にお答え申し上げます。

上里町在住の外国籍の方が出産された場合においても、出生届の受理をしております。御質問のように、認知されていないということは、未婚で出産された方かと思われますが、この場合には、出産した母のパスポートと国籍を証明する書類の提示を求め、写しを添付書類といたします。また、日本人、外国人に関わらず、婚姻中に生まれた子を嫡出子、そうでない場合は非嫡出子として届け出ていただきます。

なお、出生届に限らず、外国籍の方が関わる各種戸籍届出につきましては、日本法のみならず、外国の法令によることもあり、複雑化しております。疑義が生じる場合には管轄法務局に

照会するなど、正確な事務が行えるよう努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 2 番高橋茂雄議員。

〔2 番 高橋茂雄君発言〕

○2 番（高橋茂雄君） 2 番高橋ですけれども、再質問をさせていただきます。

最初に、水道のほうで2点なんですけれども、最初に申し上げましたとおり、水道の交換を、今、1,600円の交換手数料をとっているわけです、管工事業のほうから。それで、アパート等だったら、10台とか20台とか一緒に交換できて、あまりにも簡単に交換ができるのと、それと一般家庭だったら、草がいっぱい生えていてどこに水道メーターがあるか分からないわけです。それで、犬にかじられたりとかいろいろ危険もあるわけです。それを一律1,600円というのはどうなのかなというのが、ちょっと疑義が生じるので、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋茂雄議員の再質問についてお答え申し上げます。

交換委託費といいますか、移動とかメーターの取り外し、取り付けの交換作業、古い量水器の指針や新しいメーター番号の記帳など、事務手続きも含めたものが委託費になっているわけでございます。

アパートと一般住宅では、水道メーターの設置されている環境はそれぞれでありまして、具体的にはアパートでは、各部屋の前などにまとまった形で設置されていますが、一般住宅等では水道管引き込みの関係から全てまちまちとなっております。先ほど議員が御指摘のように犬がいる、いろいろやりづらいという作業もあるかと思います。また、現場状況もアパートであれば、周りはコンクリートで雨水や泥の浸入ありませんが、一般住宅では土の場合も多く、雨水や泥の浸入により土砂をかき出すなど手間がかかる状況も少なくありません。

このように、アパートと一般住宅では交換のための準備作業の手に大きな差がありますが、交換単価に差をつけた場合、個別の交換単価を積算することから、現場確認作業や積算量も莫大なものとなると思われます。そのため、全体のバランスを見て同一単価で、上里町管工事業協同組合に委託していることに御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 2 番高橋茂雄議員。

〔2 番 高橋茂雄君発言〕

○2 番（高橋茂雄君） 2 番高橋です。

もう1点、水道のほうでお聞きしたいんですけれども、今、先ほど申し上げたとおり、メー

ター交換は管工事業のほうに委託しているんですが、それで、水道の料金とか開栓とか閉栓はほかの業者に委託しているわけですね。それで、その委託によって滞納とかは随分少なくなりました、民間業者が集金等していますので。それなんですけれども、アパートの開栓とか開栓と管工事業者等が別々にやっているんです。一般企業だったら両方兼用してできると思うんですけれども、どちらもできるような仕組みにできないんでしょうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋茂雄議員の再質問にお答え申し上げます。

交換作業等業務についての委託については、上里町の管工事業協同組合を重点的にやるようにしています。統合という話の御提案かと思いますが、基本的にはそういう考えで、今進めておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 2番高橋茂雄議員。

〔2番 高橋茂雄君発言〕

○2番（高橋茂雄君） 2番高橋です。

次に、出生届のほうなんですけれども、窓口が隣、隣で、職員の人が次から次へと誘導してくれるからこれでいいというような町長の答弁でしたけれども、それは町のほうのワークトライアングルのほうの理屈であって、私が求めているのは、車のディーラーのように、左側にテーブル等があるのに、そこでコーヒーでも何でも入れて、職員のほうから次々と順次来るような、そういう温かい、民間企業みたいなサービスはできないんでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） この届出については、先ほど答弁で御説明したように、町のほうとしても2階にある業務を1階に集約してやってきたわけですが、議員御指摘のとおり、理想的にはそういう形が一番いいかと思っております。私自身もそういう、民間出身ですので、本来の行政の一本化もありますし、これだけネット社会といいますか、ネットを使った申請等も可能かどうか、また、国のほうも、このコロナの関係で行政サービスをこれからシステム化を極力進めようということですのでございます。システムの関係で、今、課ごとに割り振っているところがありますので、そういったシステムの集約化、そういったことも踏まえて、例えばタブレットで全部、窓口業務が一本化できればいいかと思っておりますので、今後検討させていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 2 番高橋茂雄議員。

〔2 番 高橋茂雄君発言〕

○2 番（高橋茂雄君） あと、協力なんだけれども、最初に話したように、零細企業だと、今、葬式とか忌引は別なんですけれども、本当に2日きりもらえないわけです。その辺を、だから町としても、健康保険組合とかそういうところに働きかけていただきたいと思うんですけれども、それを最後に答弁をお願いして、終わりにしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 再質問ということで、今後に対する期待もあるかと思います。現在の役場庁舎の事務配置とか職員体制、各課の業務も多岐にわたっていることなどから、総合的に考えても、出生届のみに特化した窓口一本化についてだけじゃなくて、いろんな課題があるかと思っています。住民生活において様々な要因のもと、環境は変化しておりますので、時代に対応した行政サービスが必要であると考えていますので、先進地の事例や住民の方々の御意見、御要望を参考にしながら、現在の状況と比較して、必要に応じて検討を進めてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 2 番高橋茂雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は10時ちょうどといたしますので、よろしくお願いいたします。

午前9時46分休憩

午前10時0分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

1 番黛浩之議員。

〔1 番 黛 浩之君発言〕

○1 番（黛 浩之君） 皆さん、こんにちは。議席番号1 番黛 浩之です。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、大きな項目で、1、町道の整備について、2、コロナ禍での避難所の在り方について、3、小学校校庭の雑草についての3点であります。

まず初めに、町道の整備についての①町道藤木戸勝場線の整備についてであります。昨年6月議会定例会において同様の質問をさせていただきました。そのときの私の質問の中で、現

在、小学生の通学路となっている藤木戸勝場線の長幡小学校から宮五明線の信号までの道路の拡幅、歩道の整備を優先し、子どもたちの安全・安心を確保するのが最優先ではないかと問いました。

その質問に対し町長は、「リバーサイドロードを優先し、大型車両にはその道を通行させれば、藤木戸勝場線を大型車両が通らなくて済む」との答弁をいただきました。しかし、藤木戸勝場線は道路の幅員に対しての交通量は多く、朝夕の通勤時間帯には相当な台数の車が通ります。少し前にも歩道に設置されている白い柵が破損し、車が接触したことが見て取れます。また、歩道のアスファルト舗装はでこぼこで、自転車やシニアカーで通行した場合などには畑に転落してしまう危険性さえあります。

これらを踏まえ、完成が何年先になるか分からない道路よりも、現在の生活道路の整備を優先し、歩道の整備、通学路の安全確保を優先するべきと私は考えますが、町長はどのようにお考えかお答えください。

続いて、②の道路2年の計画について伺います。

山下町長は、昨年を道路元年と位置づけ、本年は道路2年となります。その中で、町内にはもう少しで開通できそうな計画道路が幾つかあります。例えば、工業団地アクセス道路は立野地内の一部で交渉が困難な土地、また、大手の量店に関しては、今年度の予算で契約を締結させるとおっしゃっていましたが、実際のところ、今年度中に契約まで至れるのかどうかお答え願います。

次に、町長が取り組んでいるリバーサイドロードについてですが、先日、上里町議会は神流川の無堤防区間（五明から勅使河原間）に堤防を設置してほしい趣旨の要望書を国土交通省に提出しました。

そこで提案ですが、リバーサイドロードはこの堤防を利用して、大型車両が対面通行できるように整備し、既存の堤防に関しては幅員を広げることにより、より強靱な堤防になるのではないのでしょうか。

また、この道路と接続される地点、県道藤岡本庄線の宮地内でも既存の道路ができているため、新たな道路を造るよりも大幅なコスト削減ができるのではないかと考えますが、町長はどのような考えかお聞かせください。

2つ目に、コロナ禍での避難所の在り方について質問します。

①避難所での感染防止対策について。昨年、10月12日に静岡県に上陸した台風19号は各地に甚大な被害をもたらし、当町でも初の避難勧告が発令され、町内9か所の避難所に約830の方が避難されました。

地球温暖化による海水温の上昇に伴い、年々全国各地で発生する豪雨災害は、より大規模な

ものとなっております。今年7月4日には九州地方で線状降水帯による球磨川の氾濫、8日には岐阜県、長野県で、28日には山形県で最上川の氾濫と、日本列島のどこでも豪雨災害は起こり得るものです。

また、台風がとても大きな被害をもたらすことは皆さんもご存じでしょうが、近年では線状降水帯による水害が増えております。線状降水帯は何日間も同じ場所で発達を続け、大雨を降らします。万一、この降水帯が上里町上空に発生してしまった場合、昨年の避難者以上の人数になる可能性も考えられます。

これらを踏まえ、本年のコロナ禍での避難所の感染防止対策についてお尋ねします。

避難所でソーシャルディスタンスを確保した場合、昨年同様に830人を収容するには何か所の避難所を設置すればよいのか。また、段ボールベッド、パーティションは何セットほど準備されているのかお聞きします。

続いて、3つ目の小学校校庭の雑草について。

①町内の小学校の校庭に雑草が伸び放題になっていることについてお聞きします。また、この質問に関しては、去る8月14日に通告書を提出した時点での状況でありますので、現在の各小学校等の状況とは異なる表現がありますことを、あらかじめ御了承ください。

小学校の雑草問題は、数年前からずっと気にかけて私も観察をしていたことなのですが、今年は特に降水量も多く、日差しも強かったため、草の伸びる条件が整っていました。さらにコロナウイルスの影響でボランティアでの除草作業ができなかったことが原因かと思われますが、グーグルのストリートビューを御覧いただくと分かるとおり、数年前はここまで雑草は伸びていなかったのです。

去る8月19日に町内全ての小学校を視察したところ、各校とも外周フェンス付近の雑草は特に伸びておりましたが、その中でも比較的除草されていたのが神保原小学校と上里東小学校でした。また、少年野球の練習をしている学校のグラウンドはきれいに除草されているのですが、長幡小学校に関しては、野球のダイヤモンドの中にも雑草が伸び放題となっております。七本木小学校の北側法面などは、校務員の方が刈払機で頻繁に刈っている姿を見ますが、どの学校もとても1人では管理し切れないのが現状です。

そこでお伺いしますが、現在、各校とも除草作業はどのような体制で、どれぐらいの頻度で行っているのか教えてください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（猪岡 壽君） 1 番 篠 浩 之 議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 黛浩之議員の御質問に順次お答え申し上げます。まず、1、町道整備についてのお尋ねのうち、①町道藤木戸勝場線の整備についてでございます。

藤木戸勝場線につきましては、長幡小学校から宮五明線までの区間に歩道が整備されていることを踏まえ、リバーサイドロードを優先して整備してまいりたいと考えております。現在、リバーサイドロードの早期完成に向けて事業を進めているところであります。今年度は道路の詳細設計を実施し、来年度から工事に着手していく予定でございます。リバーサイドロード完成後には、藤木戸勝場線の整備を計画的に進めてまいりたいと考えております。藤木戸勝場線の整備に着手するまでの間は、道路の損傷が著しい箇所について修繕を適宜行ってまいり所存であります。

次に、②道路2年の計画についてでございます。

まず、児玉工業団地アクセス道路計画区域内の事業所と今年度中に契約まで至れるのかとの御質問についてでございます。本年6月に物件補償の調査協力と今後のスケジュールについて説明し、御了承をいただきました。現在は、建物等の移転の補償額を算定しており、補償額が確定しましたら金額を提示し、契約を締結してまいりたいと考えております。

次に、リバーサイドロードの整備に当たり、一級河川神流川に新たに整備する堤防や既存の堤防を活用したらどうかとの御提案についてでございます。

新たな堤防の整備につきましては、河川管理者である国土交通省高崎河川国道事務所が実施するものでございます。このため、新たな堤防の整備計画を確認するとともに、既存堤防を活用した道路整備について、国土交通省高崎河川国道事務所と協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、2、コロナ禍での避難所の在り方についての①避難所での感染防止対策についてお答え申し上げます。

昨年の台風第19号では、町内に9か所の避難所を開設し、ピーク時には約830人の方々に避難していただきました。町始まって以来、初めての避難所開設だったこともあり、住民の皆様をはじめ関係各位には御不便をおかけしたと思いますが、人的被害など大きな被害がなかったことは幸いございました。

自然災害はいつ発生するか分からず、7月には熊本県を中心とした九州地方におきまして、豪雨による被害をもたらしました。昨年の教訓も踏まえ、台風シーズンに備えた準備を進めているところでございますが、さらに今年は新型コロナウイルス感染症が全国的に蔓延している状況となりますので、感染症対策についても同時に取り組んでいく必要があります。

まず、コロナ禍における避難の在り方についてですが、多くの人が集まる避難所への避難では、新型コロナウイルスの感染リスクが高まると考えられています。避難は、難を避けること

ですので、自宅で安全が確保できる人までが避難所へ避難する必要はありません。ハザードマップ等で自宅の浸水想定を確認した上で安全が確保できるのであれば、自宅の2階等への垂直避難や、親戚や知人宅への避難など、今までとは異なる新しい形での避難の在り方について平時から御検討いただきたいと考えております。

また、避難所での密を避ける必要があることから、より多くの避難所を確保することが求められています。上里町地域防災計画や内閣府及び埼玉県ガイドラインに基づき、避難者1人当たりが必要となるスペースや世帯間の適切な距離の確保などを考慮した避難所の開設を考えておりますが、災害の種別や規模はそれぞれ異なることから、基準を原則に、状況に応じて柔軟に対応してまいりたいと考えております。

コロナ禍での今年、昨年と同様の約830人の避難者を想定した場合の対応でございますが、ソーシャルディスタンスを確保するため購入を進めているパーティションを活用すること、また、避難所運営の効率化のため、比較的大きな施設を避難所として開設することで、避難所数につきましては、昨年と同じ数で対応できるよう、調整を進めているところでございます。

今年の5月及び7月の臨時議会で御承認いただきました、避難所における新型コロナウイルス感染症拡大防止事業として必要な物資を購入いたしますが、この中で、段ボールベッドにつきましては、感染症の重篤化の可能性が高い、体調不良の方等を対象として40個、パーティションにつきましては、昨年の避難者数及び各施設の間取り等を考慮して、540張の購入を進めています。

避難所の備蓄物資は、ここまで準備すれば充足するといったものではありませんので、国や県の支援も受けながら、不足することがないように、今後も計画的に備蓄を進めてまいりたいと考えております。

3、小学校校庭の雑草についての①町内の小学校の校庭に雑草が伸び放題になっていることについては、教育長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） それでは、黛浩之議員の3、小学校校庭の雑草について。①町内の小学校の校庭に雑草が伸び放題となっていることについての御質問にお答え申し上げます。

町内小・中学校の校庭の雑草について御心配をいただきまして、ありがとうございます。校庭の管理については、体育の授業等で使用する活動場所を優先とし、順次除草作業を進めるよう指示しております。

学校の校庭については、児童・生徒のアレルギー等を考慮し、除草剤は使用せず除草作業を行っております。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い、毎年8月末に予定していた親子除草作業も今年は中止となっております。

このような実情を踏まえ、教育委員会といたしましては、校庭等の環境整備を適切に進めていくために、各校へ上里町シルバー人材センターへの依頼や管理職、校務員を中心とした職員作業、スポーツ少年団や地域の協力を得るなど各校で計画的に取り組むよう指示しております。

さらに、熱中症予防に配慮しながら、児童・生徒による奉仕作業も推進していきます。

ここで、参考に、長幡小学校のホームページの記事を2つほど紹介させていただきたいと思います。

まず、7月30日の記事です。1学期終業式の前日です。写真がありまして、「ブランコなどの遊具で遊ぶ低学年の子どもたちが奥に見えます。その手前で自主的に校庭の草むしりをしている6年生たちが写っております。同時刻、別の場所で委員会活動をしたり、学級の当番活動をしている6年生もいます。長幡小学校の最上級生として、様々な場面でお手本を示しています。感謝、感謝です」ということで、低学年の子どもたちが遊んでいるところで上級生が校庭の除草作業をしているという記事が1つです。

それからもう一つ、8月29日の記事です。「学校関係者による除草作業。学校運営協議会委員の皆様の提案により、8月29日土曜日、午前6時30分より午前8時まで、学校関係者の方々が小学校校庭の除草作業を行っていただきました。当日は、学校関係者（町議会議員、区長、民生児童委員、スポーツ少年団役員、交通安全ボランティア、学校応援団、PTA、学校運営協議会委員等）、総勢40名近い方々に、感染症拡大防止対策を講じた上で御協力をいただきました。校庭の隅々まで雑草を除去していただき、児童も教職員もとても教育活動をしやすい校庭となりました。御協力感謝申し上げます」というような記事です。

地元の方々に、こうやって小学校の環境整備、関心を持っていただきまして、また協力をさせていただきまして、この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。本当にどうもありがとうございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 1 番 黛 浩之 議員。

〔1 番 黛 浩之君 発言〕

○1 番（黛 浩之君） 答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問のほうをさせていただきます。

まず、町道の整備についてでございますが、藤木戸勝場線よりも、やはりリバーサイドロードを優先するということが伺えましたので、藤木戸勝場線、今現在工事看板がついておりまし

て、表層の改良をしていると思うんですが、その予算等をかけてやっていますので、その工事の種目をちょっと教えてもらいたくて質問いたします。その表層は切削してからのオーバーレイなのか、それとも舗装の打ち替えなのか、お伺いします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 議員の御質問にお答えいたします。

切削オーバーレイ方式でございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 1 番 議員。

〔1 番 議員 浩之君発言〕

○1 番（議員 浩之君） 藤木戸諏訪神社から何メートルぐらいの工事になるのか、それを教えていただけますか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 議員の再質問にお答え申し上げます。

諏訪神社から何メートルかということでございます。諏訪神社前から200メートルの区間でございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 1 番 議員。

〔1 番 議員 浩之君発言〕

○1 番（議員 浩之君） 1 番です。

200メートルの区間とお答えいただきましたが、この落札金額はお幾らで、どこの業者が落札したか教えていただけますか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） この区間の落札金額につきましては、税込みで434万5,000円です。落札者は東和建设株式会社でございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 1 番 議員。

〔1 番 議員 浩之君発言〕

○1 番（議員 浩之君） ありがとうございました。

藤木戸勝場線に関しましては、車道の整備等はやられているのですが、なぜ歩道のほうの整

備、また、ガードレールの設置等はしてくれないのか、これをお答え願います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 議員の再質問で、藤木戸勝場線の車道ばかり整備ということでございますが、議員も現地に行って御存じかと思いますが、あそこのところは歩道のところにパイプのガードができていますので、今年度実施した車道部分の舗装修繕は、特に状態の悪い箇所を修繕させていただいておりまして、歩道についても一部修繕を実施いたしましたところでございます。また、防護柵についても、破損箇所等を随時修繕して行ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 1 番 篠 浩之議員。

〔1 番 篠 浩之君発言〕

○1 番（篠 浩之君） 先ほどの私の質問の中で、やっぱり交通量が多い道路ですので、白い防護柵だけでは、やっぱり子どもたちの安全は守れないのではないかと思いますのですが、ガードレール設置というのはもうやらないという判断でよろしいですか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） ガードレールか、今の防護柵かということではありますが、今の防護柵についても、故障等あれば修繕を行っていく予定であります。また、あそこの道路につきましては、朝夕確かに通勤で、時間帯によって車の量も増えるということでもあります。直線距離なので、新幹線の下あたりで交通の規制等もやっているようでもあります。

今の状況で子どもたちの安全をなんとか、必要があれば強化していきますが、今のところガードレールの予定はございません。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 1 番 篠 浩之議員。

〔1 番 篠 浩之君発言〕

○1 番（篠 浩之君） それでは、②の道路 2 年の計画についての再質問をさせていただきます。

山下町長が町長に就任しましてから 3 年目に突入しましたが、今現在、どこの道路も完成しておりません。ですが、町長は次から次へと、例えば駅北東通り線、神保原停車場線等の工事を始めようとおっしゃっています。是非、町長の任期中に工業団地アクセス道路だけは開通してもらいたいのですが、町長はその辺はどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 議員からの、道路2年のことについての、道路開通についての再質問でございます。

工業団地アクセス道路は、私が町長に就任して以来、町の道路の中で最優先という課題で取り組んでまいりました。この期間、地権者とかそういった方との折衝は、担当課が鋭意やっただいております。かなり努力してもらっています。

そういうわけで、この児玉工業団地のアクセス道路は、用地買収率が面積ベースで約90%の用地買収が済んでおります。また、工事進捗についても、整備延長約900メートルのうち、180メートルは既に整備が完了しており、進捗率は20%となっております。道路の開通につきましては、用地買収が完了していないためはっきり申し上げることはできませんが、何とか、この私の目標である道路開通を急ぎたいと思っております。地権者には御協力いただけるよう、引き続き丁寧に説明し、私の任期中に完成する意気込みで、担当課を入れて全力で取り組んでいるところでございます。

本当に、この念願の道路でありますので、この道路が開通することによって、今進めている本庄道路との、これは県が施工することですが、神保原本郷線の本庄道路の延長、そういったところでつながりますと、非常に安全な道路が一本につながると、本庄道路と将来的につながるということもありますので、工業団地との接続が可能になりますので、是非、議員の皆さんにも御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 1 番 議員。

〔1 番 議員 浩之君発言〕

○1 番（議員 浩之君） 1 番 議員です。

工業団地アクセス道路に関しては、またよろしくお願いします。

次に、リバーサイドロードの堤防の件なのですが、堤防の上を車道にする考えについて伺います。

高崎市の烏川堤防で八幡原から日本化薬の前を通過して岩鼻へ抜ける道があります。この道を通行できるのは、私の記憶ではたしか普通車までだったと思いますが、すれ違いはできます。このような道路が烏川にある、同じ高崎河川事務所の管轄でありますので、神流川でもそれはできないことはないのではないかと思います。これはどのようにお考えかお答えください。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 黛議員の再質問で、堤防の上を車道にする考えについて、高崎市の烏川堤防で八幡原から日本化薬の前を通って岩鼻へ抜ける道を指しているかと思われます。議員お話しの道路は、高崎市道岩鼻八幡原線と思われます。

確かに堤防上、幅員が4.1メートルの道路が整備されており、普通自動車が行き来する生活道路と思われます。リバーサイドロードは、国道254号線から上里スマートインターチェンジを結ぶ幹線道路でありまして、大型車の通行を想定しておりますので、道路の構造が異なることは御理解いただきたいと思いますと考えております。

今年度実施する（仮称）リバーサイドロード詳細設計業務委託の中で検討を行い、よりよい道路整備をしていきたいと考えておりますので、御協力よろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 1 番黛浩之議員。

〔1 番 黛 浩之君発言〕

○1 番（黛 浩之君） 私の考えのとおり、堤防の上を走れば、大変、用地買収等々を勘案したときに、予算も抑えられるのではないかと、そのような話なんです、堤防の補強も含めまして。

それで、現在計画されているリバーサイドロードと県道への接続地点、橋本商店さん、砂利屋さんの前ですね。あそこの低い畑のところにつながる予定でしょうが、それは大規模な用地と盛土が必要となります。それを既存の、今ある土手を拡幅してやるようなお考えはないのでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 黛議員のリバーサイドロードと県道との接続地点についての御質問かと思えます。

（仮称）リバーサイドロードの詳細設計業務委託を進めていますので、この業務の中で検討してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 1 番黛浩之議員。

〔1 番 黛 浩之君発言〕

○1 番（黛 浩之君） ありがとうございます。

それでは、2つ目の質問の中で、コロナ禍での避難所の在り方についての再質問をさせていただきます。

先ほど、パーティションの数は540組とお答えいただきましたが、このパーティションのサ

イズを教えてください。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 議員の再質問で、パーティションのサイズについての御質問かと思
います。

幅が2.1メートル、奥行きが2.1メートル、高さ1.8メートルでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 1 番 議員。

〔1 番 議員 浩之君発言〕

○1 番（議員 浩之君） ありがとうございます。

避難所のことでもう一つ聞きたいのですが、やはり線状降水帯等、コロナ禍での避難所の対
策として、人数が足りなかった場合、避難人数を確保できなかった場合に、今空いている長幡
保育園、中央保育園等を使用するというお考えはありませんか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 議員の再質問で、避難所として長幡保育園、中央保育園を使用する
ことはできないかということの御質問かと思います。

今年度においては、両保育園ともまだ解体しておりませんので、施設そのものはございま
すが、日常的な使用をしていないこと、また、両施設とも浸水想定区域内にあることを踏まえて、
必要に応じ慎重に検討した上で判断させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 1 番 議員。

〔1 番 議員 浩之君発言〕

○1 番（議員 浩之君） 分かりました。

それでは、万一、この線状降水帯が上里町上空に停滞してしまった場合、避難所での長期戦
になってしまうと思います。そのときの水、食料、生活日用品は何日分確保してあるのか、お
答えます。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 議員の再質問で、避難所で長期戦になった場合の水、食料、生活日
用品は何日分確保かという御質問かと思います。

町の地域防災計画では、関東平野北西縁断層帯地震を想定して、ピーク時避難人口が設定さ

れ、1日当たりの被災想定人口は1,800人とされています。これに、災害救援従事者の約200人を足した、合計2,000人の3日分を目安に備蓄することとなっています。

現在確保している食数は約1万2,000食であり、2日分となります。消費期限も考慮しながら、計画的に購入を行うローリングストックの方法で、必要な備蓄量である2,000人の3日分、1万8,000食を購入することを進めています。これにより、令和3年度中に計画数量の1万8,000食を確保することになります。

なお、避難生活が長期になる場合や、食糧の不足が生じるような状況が発生した場合は、埼玉県等との協定に基づいて応援物資の調達を行うこととしています。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 1 番 黛 浩之議員。

〔1 番 黛 浩之君発言〕

○1 番（黛 浩之君） ありがとうございます。

それでは、3の小学校校庭の雑草についての再質問をさせていただきます。

私達が子どもの頃は、朝礼の後に生徒1人10本草を抜いてから教室に入ってくださいという、このような作業がありましたが、今現在はこのようなことはやられていないのか、教育長、お答え願います。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 黛浩之議員の再質問にお答えいたします。

各学校で異なりますが、除草作業については管理職、あるいは校務員が中心になって進めているのが現状でございます。今は、各校務員は電動の草刈り機を利用して、1人でも効率よくやるということでやっています。また、こういう暑い時期ですので、なかなか校庭に出てということが果たして教育的な面でいいのかどうかということもありますので、朝会等も、コロナ禍でなければ体育館、今はコロナ禍でもありますので教室で、校長が放送による朝会等ということで、なかなか校庭に一齐に出て作業をするというようなところは、子どもたちの安全面を考えたところで進められていないのかなというような感じでおります。

ただ、先ほども紹介させていただきましたが、6年生が清掃時間に除草作業をしたりとかということで、教育活動としての環境美化というのには取り組んでおります。ということで御理解いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（猪岡 壽君） 1 番 黛 浩之議員。

〔1 番 黛 浩之君発言〕

○1 番（黛 浩之君） 教育長の答弁ありがとうございます。

やはり、小学生、児童たちも学ばせていただいている学校に対して、石ころを拾ったり、草をむしったりするのは大変いいことだと思うんですね、学校に愛着が湧いたり、あると思うので。強制はできないでしょうが、この時代ですので難しいとは思いますが、また学校等の管理に対しましては教育のほうをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 1 番 黛浩之議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は10時55分からといたします。

午前 10 時 39 分 休憩

午前 10 時 55 分 再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

12 番 沓澤幸子議員。

〔 12 番 沓澤幸子君発言〕

○ 12 番（沓澤幸子君） 議席番号12番、日本共産党の沓澤幸子です。通告に基づき一般質問を行います。

今回は、新型コロナウイルス対策等について、水道事業について、公共施設計画についての3項目で質問させていただきます。

1、新型コロナウイルス対策等について。コロナウイルス感染を防ぐための自粛生活が続くもとで様々な生活困窮の実態が出てきています。町も2回の臨時議会を開催し、コロナ対策を行ってきましたが、今後の対策についてお聞きしたいと思います。

①国保の傷病手当の拡充について。

6月定例議会において、国民健康保険条例の一部改正が行われ、国保に加入する勤め人、被用者が新型コロナウイルスに感染または感染が疑われて就労できなくなった場合、傷病手当を支給することが明記されました。このことは一歩前進ですが、対象者については被用者とし、白色申告者である自営業者を外しています。しかし、勤め人も自営業者も感染して働けなくなって収入が途絶えた場合、困ることは同じです。

自営業者への対象拡大は自治体が判断すればできることです。また、適用期間についても、傷病手当条例では2020年1月1日から9月30日の間で、療養のため仕事ができない期間となっています。しかし、コロナウイルス感染の収束のめどは立っていません。誰もが感染する可能性がある中で、対象者拡大と期間の延長が必要ではないでしょうか。

さらに、根本的な問題として、傷病手当は病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障す

る制度であり、協会けんぽ、健康保険組合、共済組合、船員保険など、勤め人が加入する健康保険では給付が法定化されていることです。国保と後期高齢者医療制度で任意給付となってきました。

今回、国が緊急的、特例的な措置として財政支援をすることで一步前進しましたが、コロナに限らず病気やけがで休業したときにも傷病手当が認められるようにしていくことが必要ではないでしょうか。国・県に働きかけ、法定化する必要があると思いますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

②リフォーム助成制度の拡充について。

上里町のリフォーム助成制度は、商工業活性化補助金と名称が変わりましたが、予算総額は創設当初以来200万円のまま据え置かれてきました。昨年の実績を見ますと、8月19日時点で予算枠に達成し、受付が終了しています。これは前年度に限ったことではなく常態化してきていると思います。

一方で、昨年は200万円の補助で、総工事額は7,006万5,372円であり、経済効果は抜群です。コロナ禍による経済対策としても効果が期待できるものと思います。リフォーム助成予算の拡充と、利用者である住民の支援を強める意味でも、現在の工事金額に対する助成率10%で、上限5万円についても10万まで引き上げるなど、2通りの拡充について町長の考えをお聞きしたいと思います。

③準要保護児童・生徒への支援について。

7月28日の臨時議会において、コロナ対策第2弾として、児童・生徒の学校給食費が10月から半年間無料となりました。このことはすばらしいことですが、就学援助を受けている御家庭の児童・生徒についてはもともと学校給食費は無料であるため、何の支援にもならないことになります。

臨時議会でも質問したわけですが、再度質問させていただきたいと思います。町長は、第1弾のコロナ対策において、ひとり親家庭応援給付金事業として3万円を支給しているので、今回の学校給食費の無料化が支援に値しないとしても、そのことでもう既に支援をしているというような答弁があったというふうに思います。しかし、半年間の給食費無料による金額は約3万円です、小・中とも。第1弾で優先すべき支援の3万円は、学校が休校になる中で、本来ならば学校で提供される給食が提供されなかった。そうした意味からも必要な支援でありました。しかし、第2弾の全ての子育て世帯への学校給食費無料の支援は、等しく支援される必要があるのではないかというふうに考えます。ですので、最低でも同程度の支援を何らかの形で実施する必要があると思いますが、町長の考えを伺いたいと思います。

④PCR検査の実態と体制強化について。

本庄児玉郡市におけるPCR検査については、6月議会の答弁で、本庄児玉郡医師会が5月29日から実施しているとのことでした。この間の検査状況についてお聞きしたいと思います。

上里町においては、6月中旬から7月上旬にかけ8人の感染が確認され、一旦落ち着いたものの、8月19日から現在まで10名の感染者が確認され、また、収束のめども立っていないところです。埼玉県内でも、7、8月の1日当たりの感染者数は3月から5月を上回り、秩父市や本庄市、お隣の群馬県でも急激に感染が拡大しております。誰もが感染の可能性が高まっている中で、いざというときのPCR検査の実施場所、実施件数の確認、これが重要になってきているというふうに思います。7月中旬から一気に感染が拡大した秩父市では、PCR検査が可能な4病院の受入れがいっぱいになって、検査に数日間待機する状況が起きたとのことでした。

そこでお聞きしたいのは、現在実施している医師会による検査体制は、1日最大何人まで可能なのか。児玉郡市において、ほかに病院内で検査を受けられる体制が確保されているのかどうかお聞きしたいと思います。

コロナウイルスに有効なワクチン開発のめどもはまだ立っていません。感染の拡大が広がっている中、冬に向かっていきますと、併せてインフルエンザ感染なども心配されるところです。発熱や体調の異変、感染者との接触の心配があったとき、安心して検査を受けられる体制を整えておくことは重要です。検査体制の強化についてどのような計画を持っているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

2、水道事業について。①水道料金審議会について。

今年度は、当初予算で水道料金改定の審議会を行うための予算が計上されたわけであります。7月28日の議会全員協議会での説明によりますと、第1回の審議会が6月29日に開始され、12月までに7回の審議会を開催して、料金改定に関する答申を提出する予定であるとのことでした。

審議会に提出した資料によりますと、水需要の減少に伴い、給水収益が減少していく中で、水道施設の計画的な更新を行い、持続可能な水道経営を行っていくためには料金改定が必要となりますので、適正な料金設定について審議をしていただくとの諮問理由であります。

構造物及び設備の更新需要と管路の更新需要を法定耐用年数の1.5倍で更新した場合、2059年までの40年間の計画期間の費用総額は約270億円であり、年間平均では6億8,000万円の事業費が必要との試算であります。直近5年間の年平均事業費は約4,000万円であり、これと比較すると大変な額になります。この試算をもとに、水道料金は令和3年10月から39%の改定を検討するとなっているわけですが、このことは見過ごせないというふうに思って質問させていただくわけです。

全国的に水道管の老朽化が進んでおり、上里町においても、平成28年5月に策定した水道ビジョンでも明らかなように、法定耐用年数の40年を超過している排水管と年度不明の昭和40年

代の排水管の合計が4割強となっていることから、安全な水を安定的に供給し続けるためには計画的な更新工事が必要となっているところです。

こうしたことを考えたならば、若干の料金の値上げはやむを得ないという思いもあります。しかし、コロナ禍の下で、今年は10月から水道料の基本料金を半年間無料にすることになっています。その支援の半年後に水道料金を大幅に値上げすることは、道理に合いません。地方公営企業法第3条は、地方公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないとなっています。公共の福祉を増進するため、住民の暮らしを見極めた料金設定が必要ではないでしょうか。更新工事に係る費用を全て住民負担にするのではない方法を考える必要があるのではないのでしょうか。

現在、学校法人塩原学園から学園移転の要望なども町に出ているところであります。供給先が増えれば収益も上がります。先は見通せませんが、コロナ禍の下での値上げは行うべきではないと考えますので、今年度の協議そのものを一度見送り、コロナ禍の状況を見極めた上で、改めて協議を開始する、そのようにすべきと思いますけれども、いかがお考えでしょうか、お聞きしたいと思います。

3、公共施設再配置維持保全計画について。①保健・福祉施設の複合計画について。

通告書のほうに、保健の健が間違っておりますが、健康の健でございます。今年3月に策定された上里町公共施設再配置維持保全計画は、2017年から2056年までの40年間を基本計画とした上里町公共施設等総合管理計画を基に、施設の統廃合、複合、集約化に係る再配置の方針と、再配置の実現に向けた対策内容、対策時期と優先順位の考え方を明らかにする維持保全の方針を定めるとともに、予算規模に応じた対策費用の平準化計画を目的に策定されました。

第一次計画期間は2020年度から2029年度までの10年間です。その直近10年間の事業の中心は、各児童館と公民館との複合化、各学校の計画改修と放課後児童クラブとの複合化、図書館、郷土資料館、出土文化財管理センターの計画改修、そして、2021年から3か年計画となっているのが、保健センター、老人福祉センターかみさと荘、福祉町民センターの3施設の集約複合化建替え計画です。今回は、この保健・福祉3施設の複合計画について質問したいと思います。

保健センターは主に、予防対策、母子の健康、衛生、成人の健康、発育や健康に関する相談などの事業を担っていますが、現在、予防接種やがんについては個別接種に切り替わっているところです。このように、現在は保健センターで実施している事業であっても、他の公共施設で実施することは、利用者にとって便利なことでもあります。

児童館から放課後児童クラブが学校へ移動する計画がある中で、児童館が本来の子育て支援の場として大いに利用してもらえるように、保健センターに呼ぶのではなく、保健師さんが児童館へ出向いていくことも考えていただき、その上で、保健センターでなければならない仕事

は何なのかをはっきりさせ、保健師さんが働きやすい施設にしていく必要があると思うわけです。

老人福祉センターかみさと荘に関しても、前町長が15年も前に建替えを表明した後、様々な事情で先送りをされ、その間に状況が大きく変わってきました。特に2014年のレジオネラ菌が検出されてから浴室の使用が禁止され、かみさと荘の利用者は大きく落ち込み続けてきました。

昨年の年間利用者は6,407人でした。決算審査では、カラオケ愛好会、編み物愛好会など定期利用者さんを含め、1日平均15人程度の利用とのことでありました。

今年度は、コロナの影響でさらに利用者は激変し、再開しているわけではありますが、9月頭に訪れたとき、利用者は1日2人ということも多いんですよということが話されておりました。

新しい複合施設には入浴施設機能は含めないということで計画が進んでいるわけであります。老人センターの設置目的は、高齢者に関する各種相談や健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの場となっています。こうした目的の施設は、町の中心に1か所の建設がよいのかどうか。地域にある、これから児童館と複合する公民館、こうした施設を利用する複合化の整備に併せて検討する、そういう考え方もあっていいのではないかと。あるいは、大型スーパーの空き店舗を借り上げて町が整備をする、様々な議論が必要だと考えています。

福祉町民センターにつきましても、旧庁舎の一部を利用しており、老朽化も著しく、利用できない部屋もあるようです。上里町公共施設再配置維持保全計画では、3施設の面積合計から2割カットした面積規模を予定しているわけではありますが、建設場所を含め、現時点での総合建設計画の進め方とプロセスについて考えをお聞きして、1回目の質問といたします。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤幸子議員の質問に順次お答え申し上げます。

まず初めに、1、新型コロナウイルス対策等についての①国保の傷病手当の拡充についてでございます。

6月議会において、傷病手当金の支給に関する国民健康保険条例の改正につきまして御議決を賜ったところでございますが、被用者を対象として新型コロナウイルス感染症に感染した、または疑いのある方に傷病手当金を支給するとしています。これは、国の財政的支援を前提とした制度として各自治体が行っているところでございます。期限につきましては、国の財政支援の適用期間が9月30日までとなっていますので、同様に定めたところでございますが、先日、国より財政支援の適用期間を12月31日までとするという内容の通知がありましたので、町も同様に規則の改正を行うところでございます。

国民健康保険条例改正に伴う傷病手当金は、標準報酬月額を基準にして金額を計算することとなっていることから、個人事業主につきましては決まった給与をもらう被用者の方々と違って所得の把握が難しいため、一般会計における傷病見舞金を定めたところでございます。

また、個人事業主の職業や該当月によって収入額の大小が様々あり、被用者のようにある程度収入が標準化されない状況であり、さらには、おおむね被用者の給与額は個人事業主の所得額に近いことも課題となることから、手当金の算出が困難と考え見舞金とすることが望ましいと考えたところでございます。

また、町単独で国の財政支援以上のことを実施することは、国保財政の赤字解消に向けた取組を継続していかなければならない状況を考えますと難しいものと考えています。

国・県への要請につきましては、新型コロナウイルス感染症がいまだに収束への見通しが立たず、今後も注意深く見守っていく必要があると考えていますので、国・県の動向を注視してまいりたいと考えております。

続きまして、②リフォーム助成制度の拡充による経済支援についての御質問にお答え申し上げます。

町では、地域経済の活性化と居住環境の向上を目的といたしまして、住宅リフォームに対する補助事業を実施しております。1件当たりの補助上限は5万円で、補助相当額を上里町共通商品券により交付するという制度でございます。補助相当額につきましても、町内での消費に還元されるということから、町内経済の循環に寄与する事業でございます。

ここ数年間の実施状況といたしましては、年間の予算総額200万円に対して、10月頃には申請件数が上限に達している状況であります。また、消費増税のあった昨年度は、特に駆け込みの申請が多く、8月末には上限に達したとの報告を受けております。このような状況から、議員御指摘のとおり、町内のリフォーム需要への対応といたしましては改善が必要ではないかと考えております。

限られた財源でございますので、他の補助事業とのバランスも考慮する必要があるかと思いますが、本制度の拡充に関しましては、来年度の予算編成の中で検討し、提案させていただきたいと思います。

先の臨時議会にて御議決を賜りました上里町独自の支援策にも、建築業への支援に関わるものが多くございますので、改めて説明させていただきます。

利子及び信用保証料臨時補助事業は、対象となる埼玉県制度融資等の借り入れを行った中小企業に対しまして、3年間の利子と信用保証協会に支払う信用保証料の一部を補助するものとなっております。

町内飲食店等に対する新たな生活様式移行支援事業は、飲食店等が感染予防対策として行う

消耗品の購入や店舗の改修費などを支援するものでございまして、換気扇の設置、トイレ手洗い場の改修など、建築リフォームに関する経費につきましても補助の対象としております。また、今後実施されるプレミアム付商品券事業は、町内の工務店等も取扱店として参加が可能です。

このような事業によりまして、感染防止対策の推進と地域経済の活性化を促進してまいりたいと考えております。

次に、③準要保護児童・生徒の学校給食費無料化に代わる支援についてでございます。

今般の新型コロナウイルス感染症拡大に係る影響は、営業自粛や時短営業及び外出自粛などにより、非正規雇用や自営業の方にとりまして、家計への負担は大きいものであると思われます。

子育て世帯への支援策としましては、国の子育て世帯への臨時特別給付金やひとり親世帯臨時特別給付金、また、町独自施策では上里町ひとり親家庭等応援給付金がございます。

7月臨時会で御提案申し上げました学校給食費臨時補助制度につきましては、他の助成制度利用者は対象外となりますが、就学援助や国や町の新型コロナウイルス関連の支援を受けられていない子育て世帯への支援を目的としておりますので、御理解をいただきたいと思います。

今後の施策につきましては、町の財政状況等を勘案しながら慎重に検討してまいりたいと思っております。

次に、④PCR検査実態と体制強化についてでございます。

現在の新型コロナウイルス感染症のPCR検査体制は、帰国者・接触者外来での検査、帰国者・接触者外来と同様の機能を有すると県が指定した医療機関での検査、PCRセンターでの検査となっています。

帰国者・接触者外来は、保健所に相談いただき感染が疑われる場合に受けられる検査で、7月22日現在、県内67か所あります。

帰国者・接触者外来と同様の機能を有すると県が指定した医療機関は、7月22日現在、105機関であります。熊谷以北を中心とした北部医療圏においてもPCR検査が実施できる状況です。管内には6か所あるようでございます。

PCRセンターは、23郡市医師会全てに設置されており、保健所を介さず直接病院や診療所など、地域の医療機関から感染の疑いがある患者を受け入れることができるほか、PCR検体の採取を集中的に行うため、迅速な対応が可能となっています。

本庄市児玉郡医師会のPCRセンターでは、7月末まで、約40名の方が検査したとのことであります。県内でもPCR検査のほかに抗原検査も導入されており、検査体制の強化もされています。

今後、新型コロナウイルス感染者が増加した場合の体制についてですが、県が主体となって、再拡大期に備えた新たな医療提供体制を整備していくこととなっております。

県は、病床の確保として、国の新たな患者推計に基づいた新型コロナウイルス感染症患者向けの病床を4つのフェーズごとに設定しています。ピーク期には入院患者数を1,073人と試算し、それを上回る1,400床を確保することとなっています。

また、軽症の人や、感染していても無症状の人に入所していただく宿泊療養施設も確保しています。県は、ピーク時の対象者数を1,142人と推計し、最大で1,450室を確保するようです。

なお、緊急搬送時に疑い患者の搬送困難にならないよう、疑い患者用の入院病床も7月15日現在209床、陽性患者入院病床とは別に確保しているようであります。

8月14日以降の受入れ可能病床は967床であり、8月24日現在の病床使用率は37.4%であります。もし新型コロナウイルスに感染した場合でも、県内の医療機関で治療できるものと認識しております。

新型コロナウイルス感染症の収束時期については、まだ見通しが不透明で不安に思う方も多くと思いますが、こまめな手洗いや消毒、咳エチケットなどの基本的な感染予防策や3密を避けるなどを徹底し、うつらない、うつさないことで大切な家族や友人を守ることができます。是非、御協力をお願い申し上げます。

続きまして、2、水道事業についての①水道料金審議会についての御質問にお答え申し上げます。

今回の料金の見直しは、水道施設の長期的な更新計画に基づいて、更新に必要な財源を確保し、長期的に安定した運営を行っていくための適正な水道料金設定とすることを目的としております。

水道事業は、公営企業の中でも企業会計が当然適用されており、独立採算で運営することが求められている事業となります。補助としては、国庫補助金の活用がありますが、現時点では適用できる補助金のメニューはございません。また、一般会計からの基準外繰入も認められないため、施設設備の更新に必要な費用は、料金収入等により賄うものとなっております。

料金改定は、社会情勢や経済状況も考慮した上で行う必要がありますが、令和3年10月の料金改定に向け、今年の6月から開催している水道料金審議会ですが、コロナ禍の状況がいつまで続くか分からない中で、改定の時期についても審議会の中で慎重に検討していく内容となります。私としましては、審議会からの答申後に、特に改定時期について慎重な見極めが重要であると考えております。

また、今後の企業誘致等によっては、給水需要の増加による収益の増加等の可能性もありますが、新たな給水需要の増加が収益に反映されるまでには時間がかかります。水道料金は、3

年から5年を基準に設定することが妥当とされておりますので、収益が増えることにより更新の財源が十分に確保できたときには、その次の料金の見直しの中で値上げの幅を抑えることが可能になります。

上里町は地下水を使用しており、浄水に係る経費を低く抑えられることが、他の事業体に比べ料金が安い要因となっておりますが、給水に係る経費等については、地下水でも表流水でも同じように費用がかかります。

平成30年度の統計資料で見ると、給水人口1人当たりに対する管路の長さでは、埼玉県のが平均が3.8メートルに対し、上里町は7.2メートル、管路が短いほうが効率がよく、県内55団体の中で44位、管路1キロメートル当たりの給水量では、平均2万6,235立米に対して、上里町は1万6,365立米であります。給水量が多いほうが効率がよく、同じく44位となっています。給水人口や給水量と比べて管路延長が長いことから、割合で見ますと料金設定の中で管路の更新等に要する費用は他の事業体よりも多くなってしまうと考えられております。

耐用年数が40年を過ぎている老朽管につきましては、旧組合水道の統合などもあり、昭和49年以前の管が全体延長225キロメートルのうち約89キロメートル、割合にして約40%を占めております。この老朽管の大部分は硬質塩化ビニール管で、継ぎ手や管が割れることによる漏水の原因となっております。平常時においても突然割れることから、地震時などで外部圧力が増せばより漏水が増加いたしますので、計画的な更新が必要でございます。

現在の上里町の水道事業は、水道施設の老朽化が進んでおり、給水需要が伸びない状況の中では、料金の値上げを行わなければ十分な更新工事を行うことができません。また、併せて経費削減への取組が必要となることも事実であります。現在まで、課の統廃合、業務形態、修繕方法、県水受水量などの見直しや水道メーターの一部再利用など経費削減に取り組んでまいりましたが、今後も知恵を絞り取り組んでまいりたいと考えております。

施設更新の負担を将来世代に先送りすることなく、日常生活や経済活動の発展、公衆衛生や生活環境の向上のため、安全な水を安定して供給し続けていくのに必要な料金改定となりますので、御理解いただけますようお願い申し上げます。

続きまして、3、公共施設計画について。①保健・福祉施設の複合計画についての御質問にお答え申し上げます。

町では、限られた財源の中で効率的に公共施設の維持、更新を進めるための基本方針等を定めた上里町公共施設等総合管理計画を踏まえ、個別具体的な施設に実施する今後10年間の対策内容等を明らかにした上里町公共施設再配置・維持保全計画、いわゆる個別施設計画を、町民の皆様の御意見を伺いながら今年3月に策定いたしました。

個別施設計画において、保健センター、老人福祉センターかみさと荘、福祉町民センターな

どの保健福祉施設に係る対策内容については、過去の（仮称）上里町健康増進センター検討ワーキンググループの検討結果も参考にしながら、これら3施設の機能統合を行い、複合化施設として建て替えることを明記させていただきました。併せて、駐車場の確保、民間活用などについても記載をさせていただいたところであります。

具体的な施設概要や建設場所等については、今年7月に上里町保健センター等複合施設整備方針検討プロジェクトチームを設置させていただき、このプロジェクトチームを中心に検討させていただく予定でございます。

また、並行して当該施設の整備、運営に当たっての民間活用については、民間収益施設との複合化等についても可能性を調査し、施設整備費用も含めた民間資金の活用を図るなど、可能な限りコストを抑えつつ、よりよい施設整備、運営が可能な手法を検討していく予定であります。来年度中には整備方針案や検討結果等をまとめて御報告させていただきたいと考えております。

また、既存公共施設や民間商業施設の有効活用についてであります。町内には各地区の児童館や公民館、住民生活を支える様々な民間商業施設を活用していくことも視野に入れていく必要があるものと考えています。

個別施設計画では、当該施設の複合化建て替えに当たっては、施設合計面積を約2割削減するという基本原則を掲げているところでありますが、整備方針の検討においては、真に整備が必要な機能を洗い出し、より効果的、効率的な施設整備を進めていく考えであります。

保健福祉施設の複合計画においては、サービスの多機能化や共有可能なオープンスペース、駐車場等の確保を行うことにより、町民が利用しやすく、利用したくなる新たな交流空間を創出することであり、行政サービスの向上に寄与する施設整備に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き御理解と御支援をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 暫時休憩いたします。

再開は13時30分からいたします。

午前 11 時 38 分休憩

午後 1 時 30 分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） それでは、再質問させていただきます。

まず初めに、新型コロナウイルス対策等についてなんですけれども、国保の傷病手当については国の財政的支援を使って行っているの、被用者のみを対象にしているという答弁でありましたけれども、国会のほうでは、国の臨時交付金を使って自治体が判断すれば実施することができるという答弁があるわけなんですね。特に参議院の厚生労働委員会では、傷病手当について、被用者には青色、白色の申告形態を問わず、全ての家族従業者が国の財政支援の対象に含まれるというふうな答弁もあるところなんです。国保で全てやろうとすると、どこの自治体も国保は大変な状況でありますので無理だと思いますけれども、この臨時交付金を活用すれば、可能だというふうに思いますけれども、その点についてお聞きします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員のですね、再質問にお答えします。

先ほども答弁の中でお話をしましたように、個人事業主に対しては傷病手当等を支給しないということになっていますが、被用者と違って個人の事業ということでありまして。先日本話しましたように、先日というか、一般会計とは別の国保という形になりますので、その手当についてはですね、できないという判断でいきたいと思っています。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 先ほど町長はもう一つの理由としては個人事業所得の計算が難しいというふうにおっしゃっていましたが、全国では白色申告者も含めて傷病手当の対象にしている自治体が幾つかありまして、岐阜県の飛騨市などを調べてみましたところ、令和元年度中の事業所得を365日で除して、その金額の3分の2を療養日数に応じて支給する、そういうふうな計算の仕方は、きちんと白色申告していますのでできるわけなんですね。

コロナの問題も長期化していくおそれがあります。今のところこの手当を使っている人は上里町ではほぼいないと思いますけれども、この制度があることでね、ちょっと具合が悪いなど思ったとき早めに対応するとか、そういうこともできるわけです。個人事業主がそういう手当がないために無理をして、またそのことによって感染が拡大するということも心配されますので、国のほうでも要望に応える形でそういう答弁がぽろぽろと出てきています。長期対応にいくためには、やはり働いている人がどういう経済で働いていようと、病気になって困る、コロナにかかって働けなくなったら収入は途絶えるわけですから、そういう検討を、今自体は考えていなかったかもしれませんが、今後は是非考えていただきたいと思うのですけれども、再度お聞きします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 先ほど白色、青色申告者ということであります。帳簿を記入しているのだから、帳簿の確認でできるのではないかというような内容かと思いますが、傷病手当金そのものはですね、性格から事業の継続性を支援するものではないと考えています。そのことから十分とは言えませんが、「見舞金」としてですね、20万円を交付するというので御理解いただければと思っております。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 時間がないので、もう1点の次のことを質問するわけですが、国より期限につきましては12月31日まで延長するという通知があったということで、条例をこれから改正していただくということですが、見舞金制度も期日が9月30日だったと思います。それも併せて変える見通しがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 傷病手当金が9月30日から12月31日ということで、先ほど答弁の中でお話をさせていただきました。見舞金もですね、同じように12月31日と同様の形を取る形で条例等改正していきたいと思いますので、御理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） もう1点の、今回は国も緊急事態でコロナに関してのみの傷病手当になっております。しかしながら、全ての健康保険では、けが、病気等による休業補償をするために傷病手当が法制化されているんですね。ですけれども、国保は任意ということで、でも、こういうコロナが長期化する中で、本来であれば、コロナでなくてもほかの様々な病気で働けなくなったときにその保障というのは重要なことであると思うんです。ただ、それが上里町の国保でできるかとか、県の広域圏でできるかというとなかなか難しいと思うんです。ですので、やはりここは国にしっかり働きかけていただいて、県を通し、国に働きかけていただいて、全ての病気、けが等に対応できる、国保においても法制化していくという、そういうことについて町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の再質問に答弁をさせていただきます。

答弁の中でもお話をしたのですが、個人事業主の方々はですね、雇用契約に基づいて雇用主の指示に従って労務を提供しその対価として給与を受ける労働者ではなく、危険を負担しつつ、自らの権限と責任において判断し行動することによって事業を営むという立場でございます。当然定められた労働時間もなく、労働基準法も適用されませんので、こうしたことから、休業期間中の所得保障である傷病手当という考え方にはなじまないのではないかと考えられております。

しかし、個人事業主がですね、抱えるリスクというものがあまして、もちろん国は無策ということではなく、事業経営の状況そのものに着目し、災害はもとより、取引先の破たん、経済危機など様々な要因で経営に困難を来した場合、資金繰りの支援とか、今回の持続化給付金のような給付金や雇用にかかわる助成金、コンサルティング、税、社会保険料の納税猶予など、商工業者や農林水産業における個人事業主に対する極めて幅広い支援メニューを用意しているところでございます。

事業継続が可能となるよう施策を講じているわけですが、個人事業主が懸命に経営に打ち込んでいるにもかかわらず、業績が思わしくない、また、そのような場合は、経営状況を分析した上で適切な支援策を活用していただき業績の向上を目指す、このようなセーフティネットを整えられているところでありますので、私はこれとして、個人事業主の方々にとって大変意味のある合理的な仕組みであると理解しております。

これまで長い間、国保は農林水産業従事者と自営業の方々の保険であると言われておりました。しかしながら、現在の国保の世帯主の職業構成を見ると、最も多いのが無職の方で40%以上、次いで非正規雇用者が30%以上を占め、農林水産業従事者と自営業を合わせて20%に満たない状況となっております。これは産業構造の転換と人口の高齢化を反映したものと考えられますが、パートや非正規雇用者の方々については、同じく勤め人でありながら被用者保険では支給されない傷病手当が支給されなかったのは、財源の問題とともに、こうした国保の設立由来が影響していると考えております。

私としましては、今回新型コロナウイルス感染に限定されておりますが、傷病手当が新設されたことは給付格差の是正に向かう第一歩という点で歓迎すべきことと考えております。

現在、被用者保険の適用対象とすべき事業者の規模要件を段階的に引き上げる、いわゆる被用者保険の適用拡大が制度改正の大きな流れとなっております。しかし、制度改正には何と言っても頭の痛い財源確保というものが難題についてまいります。町としては引き続きこうした制度改正の動向を注視しながら、国・県と緊密に連携し、適切な対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 是非制度改正に努力をしていただきたいと思います。

次に、リフォーム助成制度の拡充でありますけれども、先ほども改正が必要であろうという町長の見解をいただきました。去年は8月で、6、7、8ですから、3か月でもう満度になったのだなという驚きが隠せないわけですが、従来ずっと10月とか、12月に到達しないうちにもう申込みできなかったよという町民の声を何件も聞いているところです。

ですので、それは是非来年度の予算で反映していただきたいと思いますというわけですが、もう一つ、やはり住民に対しての上限ですね、5万円というのも長いこと据え置かれてきていると思うんです。多くの自治体では10万円、もっと大きな市では20万、30万とあるわけですが、上里町でできる範囲のというところであれば、せめてこの辺ももう少し見直す必要があるのではないかと思いますけれども、お聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員のリフォームに関する再質問にお答え申し上げます。

確かに5万円という数字が、皆さんリフォームに本当に活用されていることに対して敬意を表するわけですが、私としてもできればこれを町の事業の活性化といいますか、商工業者とか、こういった建築関係の業者に対する支援も含めて、少し額の引上げ等を含めて検討したいなと思っておりますが、ただ、来年も含めて、コロナのですね、影響が税収減にどのくらいになるのか、ある程度見極めがつかない中でやみくもにそこへ持っていくのもちょっと慎重にしたほうがいいかなということで、頭には置いておきますが、そういったところも状況を鑑みながら、バランス感覚でですね、この事業は育てていきたいと思しますので、御理解いただければありがたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 準要保護児童・生徒への学校給食無償化に代わる支援の部分なんですけれども、町長は今回は第一段で対象にならなかった子育て世帯への支援ですよということでありましたけれども、今回、学校給食費が半年間無償になりますと、小学校では月3,900円ですので2万3,400円、中学校は4,800円ですので2万8,800円が支援していただけるということになるわけです。これは非常に喜ばれているわけなんですけれども、第一段で優先して支援すべきひとり親家庭の方、就学援助を受けている方たちに対しては1人当たり3万円だったんで

すね。ですから、もう同等程度の支援、優先して支援すべき家庭と同じ程度の支援なわけなんですよ。

優先して支援すべき御家庭では、学校が休校で、本当だったら食事を学校で支給されていたのに、そういうことがなくて、家庭で一生懸命節約しながら食べる状況が生まれていたわけで、第一段の支援はもう遅かったくらいで、本当にあれで一息つけたんだと思うんです。ですので、全ての子どもさんたち、子育て世帯を対象とした支援の中にその子たちの御家庭の支援がなくなるということは、優先すべき支援は一体何だったんだろうというふうに私は思っちゃうんですね。

第一段の支援で、多くの自治体がこの近辺は大体3万円だったんですけれども、5万円を支給したり、世帯当たり5万円で、子どもさんが増えるごとにプラスされる自治体など様々でした。しかし、上里町は比べたところ同じになってしまう。それではあまりにも支援が足りないんじゃないかというふうに思うところなんですけれども、再度お聞きします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員のですね、子育て世帯の支援策が不十分ではないかという御質問かと思います。

国の施策では、「子育て世帯への臨時特別給付金」としまして、児童手当受給世帯の児童1人当たり1万円や「ひとり親世帯の臨時特別給付金」として児童扶養手当受給世帯や家計急変により児童扶養手当の受給世帯と同水準となっている世帯等に対して、1世帯5万円、第二子以降1人につき3万円の加算給付等があります。

また、上里町独自施策の「上里町ひとり親家庭等応援給付金」は、ひとり親家庭等医療費や就学援助制度の受給世帯を対象に1世帯3万円を支給いたしました。

このように、重層的に支援がされておりますので、準要保護世帯への支援は、一定程度行われているものと考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 国の支援は全国共通の支援として実施されております。自治体独自の支援として比較した場合に、上里町の支援の内容が、やはり優先して支援すべき世帯ですよ、ひとり親家庭であったり、就学援助世帯、所得が少ないということで優先して支援すべき御家庭と、全ての子育て世帯を対象とした支援の差がね、ほとんど同じということに対して、もう少し手厚い支援が町としてもあってもいいんじゃないかなというふうに思うところなんで

すけれども、再度お聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の再質問に対して答弁させていただきます。

先ほどの町としてのですね、支援制度をもう少し充実してほしいということであるかと思いますが、例年、就学援助制度の案内について、入学前と進級時に各家庭にお知らせを配布しておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、学校等にもそういった就学援助の制度の周知をしているところでございます。そういったところをですね、是非理解していただければありがたいと思っております。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 学校での周知の回数を増やしてくださいと私もお願いしました。それをしていただけるということで、それはまたありがたいことでもあるんですね。それは現在まだ受けていない方で対象になる方がおられた場合に、年度途中でも申請すれば対象になるんですよということで、新たな方たちへの支援としてはそれはそれで並行して実施していただきながら、実際、就学援助を受けるということは相当生活が苦しいということでもありますので、先ほど来から質問しているんですけれども、国はそういうことを念頭に今回対策を打って、それは全国一律ですね。そのほかに各自治体が様々な対策を講じているんだと思うんですけれども、上里町の学校給食が無償になったことで、本庄市の方はもう耳にしたらしくて、いいわねと言っていました。それはしかしながら、就学援助を受けている方はもともと無償なので、支援の対象外になってしまうわけなんです。ですので、そこを等しく支援していただくことが必要ではないかというふうに思うんですけれども、再度お聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の再質問でですね、就学援助制度の、これをもう少し町独自の支援につなげてほしいという話がありました。実際、今回緊急で第一次で出したときに、ひとり親世帯ではないんですけれども、私町長宛てにですね、メールがきまして、ひとり親家庭だけを支援するのはいかなものかというのが同じような保護者からきました。そういう意味もありまして、全体的なバランスもありまして、こういうことで今やっているわけございまして、こういったところをですね、できれば差がないような形、バランス、そういったところも含めて御理解いただければありがたいと思っております。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 私も全ての子育て世帯の方たちへの支援策も必要ですということで、是非学校給食無償化をコロナ禍の下でやってほしいということも要望しておりました。ですから、それはそれで私はいいと思うんです。

しかしながら、第一弾はやはり全ての子育て世代の方たちが、それだけでなく全町民が大変な生活苦のもとで今暮らしているわけですから、もともと所得が少ないひとり親家庭の方とか、就学援助を受けている方はそこにプラスして支援が必要であろうという、緊急的支援が必要であろうというのが第一弾だったと思うんです。だからそれはそれ、全ての子育て世代の方たちにも支援がということはそれは私も大賛成です。その中になぜ一緒に支援してもらえないのかという、まさに来年から中学生は給食費が5,000円になるらしいんですけれども、そうしたら、もう五六、三十ですから、同じなんですよ、ひとり親家庭の支援と生活は困ってないけれども、今はコロナ禍で大変でしょうという支援の方が同じというのはね。やはり底上げすべきではないかなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の再質問、再々質問ですか、沓澤議員のおっしゃっていることも分かるんですけれども、準要保護、子育て世帯の就学援助の制度についてもですね、多少の差は実際はあるわけで、全く同じではないので、その気持ちははっきり私ども理解していますので、その辺は是非御理解いただいて、また今後の一つの検討課題として受けさせていただきます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ④のほうに移るわけですが、PCR検査の実態なんですけれども、この間、本庄市児玉郡医師会では40人ほどがPCR検査を受けているということであります。上里町でもこの間10名感染者が増えましたし、本庄市などにおいても、30名近く7月の半ばくらいから急激に増えて、今40人を越えたところだと思います。ですので、その中で陽性と、受けた人が合わせただけでも40人くらいいるのに、PCR検査はもっと幅広い接触者を含めて100人、200人くらいが受ける必要があったんじゃないかなというふうに思うんですけれども、県全体でやっていることなので、あそこばかりを取り上げて言うことも違うのかなと思ったりもするわけなんですけれども、実際問題、上里町の住民の方はこの間何人の方が検査を受けて、結果が、陽性者が今20人ですか、ということなのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の再質問で、PCR検査についてのご質問かと思います。

私どものところへは正確な情報がまだ検査を受けた人数については具体的に私には届いていないのですが、今担当課長に確認したら、150人以上の検査は受けているということで、概略の数字として聞いています。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 150人くらいということだと、医師会がやっているところ以外で受けているということの判断でいいのかどうか。大体自分が希望するところで受けられるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員のですね、再質問のPCR検査について、先ほど150と申し上げたのは医師会ではなくて、本庄保健所が管轄で受けた数字ということで御理解いただいております。

また、個人がですね、検査について特別に選ぶということとはできないということでもありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 時間がないので、水道事業のほうにいきたいのですが、先ほど水道事業に関しては改定の時期についても審議していくということでありました。ですので、審議を一回止めて、時期を見計らってということに関しては、その考えはなく、継続して審議していくということになるのでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 今、水道事業の審議会について沓澤議員から再質問ということであるかと思います。水道法第1条ではですね、水道事業の目的を、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善等に寄与することと規定しております。

現在、新型コロナウイルス感染症患者が全国的に増え続けておりますが、仮に1日でも断水し、手が十分に洗えず、トイレは流せない、うがいもできないようなことが起これば、直ちに

衛生環境が悪化し、感染症拡大防止の上で大変重要な危機となります。

どんなすぐれた施設設備もですね、定期的に手を加えなければ、求められる機能を持続的に発揮することができません。管路、機械電気設備、建物、土木構造物が適切にメンテナンスされて、安全な水が安定的に各家庭に供給されることが、衛生的な環境を保ち新型コロナウイルスに限らず、あらゆる感染症の蔓延から、町民生活を守る上で最も基本的かつ重要な事柄でございます。

そうした認識に立って、独立採算制という水道事業の形態を踏まえつつ、効果的、効率的な水道インフラの更新の在り方を真剣に審議していただくことが是非とも必要であり、現在はまさにそのときだと考えております。

そういった観点から、水道審議会を継続していくことでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 非常に老朽化していますよね。そういう意味で水道ビジョンでも、そうしたことを順次更新の計画を立てていかなければというビジョンももうできているわけで、そのことに反対するわけではないのですけれども、やはりコロナ禍という大変な状況の中で、39%の値上げ案というのと、令和3年10月という時期まで示されましたので、そのことについてはやはりきちっと検討し、公共の福祉を増進するように運営しなければならないという、この地方公営企業法3条に基づいて必要な工事を行ったとしても、値上げをすぐ行わないという、そういう観点で検討していただきたいなというふうに思っているところなんです。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 審議会の答申を受けてみないと分かりませんが、ここで考えられるのはですね、やはりコロナがいつ終息するか分からない状況の中で審議会を開いてもらうわけですが、先々のことは余り予断は許さないわけですが、値上げの率について、また、時期についてもですね、最終的な判断は慎重にしていきたいと思いますので、御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 最後の保健・福祉施設の複合計画についてなんですけれども、先ほ

どの町長の答弁ですと、役場庁舎内にプロジェクトチームを既に設置した。協議しながら、来年度中には整備計画について提示できるようになるのではないかとということでありました。

このプロジェクトチームの協議が後々ずっと影響してくるわけでありまして、やはり公共施設につきましてもコロナ、また、コロナの問題で言いますとワクチンができるかどうか。ワクチンができたとしても、そのワクチンの抗体が短期間に消滅する、インフルエンザみたいに毎年受けなければいけない、そういうものである可能性もありますし、抗体ができるかどうか、逆にかかるのを弱く抑えるくらいのものである可能性もあるとか、専門家が様々なことを言っているわけでありまして、また、環境破壊による新しいウイルス、コロナに代わるウイルスの出現も心配される。そういう様々なことを考えたときに、公共施設の在り方そのものが、1か所に集めて大きく造るのか、やはり小さく、地区館、地区館で生活するようにしていったほうがいいのかとか、そういうこと、根本的な考え方の転換も求められているかなというふうに思ったりします。そういうことの意見聴取というのでしょうか、どのように進めていくお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の公共施設の複合計画についての再質問にお答え申し上げます。

複合施設整備に当たって、建設場所や設計等においては、議会や町民が意見できる機会を与えて、必要に応じて御意見を伺いたいと考えております。また、私自身もですね、今回の公共施設の見直しについても、基本的には議会の皆さんの御意見をいろいろ承っていますと、やはり新しい機能を含めた在り方、そういったものが必要かなと思っております。コロナ禍の中で、例えば今回のコロナについては県のほうでいろいろな、感染者の一時避難、そういったところでホテルとかそういったものを用意しているわけですが、残念ながら、上里町はホテルそのものもない状態です。

そういった中で、新しい生活様式をうたう中で、町民の安全・安心を守るために公共施設がどうあるべきか、そういったところもですね、少し議論が必要かなと思っております。議会の先生の皆さんの御意見も受け入れて、新しい公共施設についても検討していきたいと思いますので、是非御理解いただきたいと思います。思っております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 最後の質問なんですけれども、保健センター、老人福祉センターか

みさと荘と中央保育園の跡地、あそこは町の中心でもありますし、そして駐車場としても確保できるかなと思っていますけれども、どうやらその場所ではないような方向で町長は考えているような感じなんですけれども、実際どの場所で設置していくお考えなのでしょうか、これをお聞きして、最後とします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 公共施設の新しい計画についてはですね、私はまだプロジェクトの中に意見は述べておりません、場所等についても。ですから、全く白紙の状態プロジェクトの答申といえますか、答えを見てから判断できるかなと思っています。

今ある保健センターについては、それなりの機能を十分果たしているのですが、また新しい感染症対策も今後考えていかななくてはならない。そんな思いで場所等も慎重に考えていきたいと思っています。また、議会の皆さんの御意見もいただければと思っています。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は14時20分からといたします。

午後2時7分休憩

午後2時20分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

14番新井實議員。

〔14番 新井 實君発言〕

○14番（新井 實君） 議席番号14番の新井實でございます。議長からの通告順に従い、ただいまから一般質問をさせていただきます。

今回の質問はですね、大きな項目で6項目ございます。（1）といたしまして、自然災害における備えについて、（2）緊急時における救急クリニックの在り方と必要性について、（3）町立の施設にエアコン設置をすることについて、（4）小・中学校の学校教育における情報化推進について、（5）神保原駅北口停車場線の17号国道までへの拡幅・延長計画について、（6）教育現場での日傘の使用についてであります。

それでは、順番に従って一般質問をさせていただきます。

（1）自然災害における備えについて、①自然災害における指定避難場所の整備とその運営

及び新型コロナウイルス感染症対策について。

九州などを襲った7月の豪雨災害発生から8月4日で1か月。甚大な豪雨災害が全国で相次ぐ中、危険が及ぶときに住民が身を寄せる避難所の27%が浸水や土砂崩れのおそれのある場所に立地していることが日本経済新聞の調査で分かりました。浸水の深さ想定が2メートルを超える場所もあり、自治体や住民は施設の被災リスクを点検し、被害の軽減策や代替避難先の確保を急ぐ必要があるようであります。

8月に入り、本格的な夏本番の季節を迎え、熱中症や台風シーズンとなり集中豪雨による土砂災害や浸水被害などの発生が各地で警戒されています。熱中症、新型コロナウイルス感染症防止対策を含めた避難所の整備を急がなければなりません。

政府は、国や自治体が講ずべき災害対策の基本的な方針を示した防災基本計画を修正いたしました。

大きな爪痕を残した昨年の台風15号・19号の被害を教訓に、河川・気象情報の提供充実や長期停電への対応強化などが新たに盛り込まれましたが、とりわけ注目すべきは新型コロナを含む感染症対策の実施であります。

感染防止は、密閉・密集・密接の3密を避けることが基本となります。だが、過去の大規模災害では、避難所に入り切れないほど住民が避難されたケースが少なくありません。

このため基本計画では、避難所の過密を抑制するため避難先を分散させる必要性を強調しております。これまで避難所としてきた公民館や学校などのほかに利用できる施設はないか、自治体は早急に検討を進めてほしいとしています。上里町の場合は、公共施設のほかにどのようなところを分散場所に考えているのか、山下町長にお伺いいたします。

手だての一つとして、基本計画が示しているホテルや旅館を活用の方法とのこと、内閣府は5月下旬、2020年度第1次補正予算に計上された地方創生臨時交付金を宿泊施設の借上げ費用などに充てることができるとの通知を出し、自治体の取組を後押ししております。

加えて、住民一人一人にあっては、そのときの状況によっては自宅の2階等にとどまることや、親類、友人宅に身を寄せることも選択肢として住民に前もって周知しておく必要があると私は思いますが、山下町長の見解をお伺いいたします。

まずは、ハザードマップ（災害予測地図）でこの避難所が安全であるかどうかを確認することから始め、施設の被災リスクの点検や被害軽減策などを検討し、場合によっては代替避難場所の確保を急ぐ必要があるようなときは早急にハザードマップの見直しも考えなければならないと思いますが、山下町長のお考えをお聞かせください。

基本計画では、ほかにマスクや消毒液、体温計等々のコロナ対策用の備品なども求めています。こうした点も含め、上里町でも地域防災計画の見直しを急ぐ必要があると思いますが、山

下町長の見解をお伺いいたします。

上里町では、地域の避難体制の再構築、避難訓練、避難所の点検、避難所における感染症対策や自治体間の連携を含め、早急に災害対策に取り組むべきと思いますが、山下町長に以上の一連の災害対策・対応についての今後の施策の方向性をお聞かせください。

(2) 緊急時における救急クリニックの在り方とその必要性について、①児玉郡市広域市町村圏組合地域の日曜・祭日・夜間など緊急事態時における救急指定医療機関への受入れ体制の問題点と今後の救急医療体制の整備と強化について。

埼玉県内で新型コロナウイルスの感染者が初めて確認されてから8月1日でちょうど半年となります。これまでに延べ約6万5,000人にPCR検査などを実施し、県内で判明した感染者は7月31日現在で2,313人、死者は74人、一時は感染者がゼロの日もありましたが、6月下旬から再び増加の一途をたどっております。県内では1日当たりの感染者数が8月1日が74人、8月2日も74人で、この2日間は1日当たりの感染者数が埼玉県では過去最大数となってきて、第2波が始まった感があり、8月2日までの累計患者数は2,461人となっております。大野知事は「減るという状況に今のところない」との認識で、さらなる感染を警戒しております。

埼玉県は、県北部の医療体制を強化するため、6月25日に本庄保健所（本庄市）と隣接する群馬県の2つの保健所と連携に向けた「群馬県・埼玉県三保健所情報交換会」を設置する方針を固めました。救急医療・災害時医療での連携を模索するほか、新型コロナウイルス感染拡大の第2波に備え、県をまたいだ陽性患者の移送についても協議したい考えだとのことであります。

情報交換会は、本庄保健所と群馬県の伊勢崎保健福祉事務所（伊勢崎市）、藤岡保健福祉事務所（藤岡市）の3保健所で行うとのこと、埼玉県の医療機関はさいたま市や川口市など人口が多い県南部に集中しており、熊谷市や本庄市など県北部は相対的に少ないのであります。特に児玉郡市広域市町村圏組合地域内でも上里町、神川町、美里町については、私設診療所はあるものの、緊急時における救急指定総合病院や救急医療クリニック等は皆無の状況であります。

埼玉県の県北地域の医療は群馬県への依存度が非常に高く、県によりますと年間3,000件前後、群馬県内の病院に搬送を行っていると言います。このうちの約半数が児玉郡市広域市町村圏組合関係の方だそうであります。

埼玉県は、現在、医療体制の整備と強化を急いでいるようであります。7月にはコロナ感染症対策で新たな病院確保計画を公表、ピーク期は1,400床（うち重症者用は200床）を確保するとしました。重症者の増加に備え、治療の経験が豊富な自治医科大学付属さいたま医療センターと県内5病院の集中治療室（ICU）をオンラインで結ぶ「テレICU」の仕組みも構築するとのことであります。

県などによりますと、コロナ感染が拡大した3月から4月にかけて重症者治療に使う体外式膜型人工肺、要するにECM（エクモ）を扱える病室が満床となり、県外への転院を余儀なくされた事例が2件あったようであります。同センターの讃井将満集中治療室長は、「特に4月は医療崩壊ぎりぎりだった」と振り返りました。

今現在、日本の病院にエクモは全国で2,200台配置されておりますが、実際、このエクモを使用できる医療従事者はわずか300人程度だそうであります。1人のコロナ患者の重症者が出たとき、エクモを使用する場合、常時16から18人のスタッフがつききりで24時間医療従事しなければならないということだそうであります。

そもそも埼玉県内では「医者が少ない」、「救急医療センターとその受入れ体制に大きな課題がある」と医療関係者、自治体関係者から長い間指摘されてきております。

人口10万人当たりの医師数は169.8人と47都道府県の中で全国最下位で、特にコロナ感染症などに対応する集中治療に精通した医師も少ないとのことであります。

そんな折、たまたま知人から、7月22日に児玉町のセルディで、加須市に進出した九州鹿児島に本拠地があって、今フランチャイズ方式の救急クリニックとして2017年に加須市に開業した医療法人関係の医師の「医療過疎地域における救急医療体制に対応する救急クリニック」についての講演があるので、参加を頼まれ、友人数人と聞きに行っていました。

医療法人（仮称）Aが提供する医療の特徴は、①外来診療が中心のクリニックであります。②外来患者を新生児から超高齢者まで、軽症から最重症患者まで24時間365日いつでも受け入れます。どんな症状の患者さんも受け入れます。③救急患者は軽症から中等症が全体の9割と言われています。つまり当施設が造られることで、救急患者の9割は治療できるとのことです。④残り1割は、応急措置を行って、連携する高度医療機関に転送します。⑤応急措置を行うことで救命率が飛躍的に向上しますし、診断がつくことで後方病院の受入れも容易に円滑となり、問題のたらい回しはなくなります。⑥入院ベッドは応急用で一泊のみで、翌日地域の有床診療所へ紹介して継続入院をお願いしております。⑦普通はかかりつけ医としての仕事をしています。⑧救急医療（急性期医療）プラスかかりつけ医（慢性期医療）であります。⑨身近な町医者として、大病院では本来相談しにくい些細なことでも24時間いつでも対応しますので、地域の方々には安心していただけます。⑩もちろん今問題になっている新型コロナウイルス感染症対応も行い、PCR検査も行っております。

この医療法人（仮称）Aの理事長M氏は、意見交換会付議資料の挨拶で、医師としてのあるべき姿を次のように述べております。意見交換会付議資料の挨拶文の内容であります。

（1）そもそも本来、病院を選定するのは患者さんや救急隊であつたはずであります。いつしか救急患者さんは、「処置困難」「専門医不在」「空きベッドなし」といった免罪符で、病

院側から選別されるようになってしまいました。

(2) その日の当直医の専門領域によって救急車の収容を拒否されたり、診察を拒否されるケースが後を絶ちません。

(3) 救急患者さんが自分の症状とその日の当直医の専門性まで加味して病院を選んで受診することは不可能であります。

以上のことを読ませていただき、現代社会では自分本位で生きる人が多い中で、41歳という若い青年医師でありながら、医療が足りない地域で、まずはどんな症状であれ、受診できるようなクリニックをつくって社会貢献をしたいと考えたのが事業の始まりだったことを知り、今どき珍しい目的を持って、それに向かって一生懸命努力するお医者さんだと思い、大変感心いたしました。

埼玉県でも、児玉郡市広域市町村圏組合地域の中でも、本庄市は別格といたしまして、上里町、神川町、美里町には個人の開業医院はある程度ありますが、一番大事な緊急のときに受け入れてくれる救急医療指定病院が一軒ありません。医療法人（仮称）Aの方でも、この地域の救急医療の現状を話したところ、広域圏組合地域全体の中で誘致希望があれば、進出してもよいとの考えを聞いておりますので、山下町長には大変お忙しいところ申し訳ありませんが、1市2町の市長と町長さんに医療法人（仮称）Aの誘致について是非働きかけていただきたくお願いいたしますので、山下町長の見解をお伺いいたします。

また、こちらに進出することも考え、用地は1,000坪前後は必要で、既に業者に見つけていただいているそうですが、上里町でも医療法人が希望している条件の用地があれば、お話しくださいとのことでありますので、よろしくお願いいたします。

(3) 町立の施設にエアコンを設置することについて、①上里町立の体育館及び小・中学校体育館にエアコンを設置することについて。

埼玉県志木市にある市立宗岡小学校（石田賢一校長）の体育館に7月の初めエアコンが9基設置されました。

市は、同小学校を含め、既に設置されている2校を除く残りの市立小・中学校10校の体育館へもエアコン設置を順次進めており、年度内の完了を目指しています。同小学校の体育館は、災害時の避難所として活用されており、去年の台風19号の際には約600人を受け入れました。

石田校長は、エアコンの設置について、「災害対策だけでなく、学校教育の充実にもつながる。子どもたちの熱中症予防にも役立ち、授業を行う教師にとっては、心配が軽減される」と話しております。

大阪府では、府立高校へのエアコン整備について、災害への備えとして、各校とも停電時でも使える電源自立型GHP（ガスヒートポンプ）エアコンを採用、1校につき室内機8台、室

外機2台を整備し、空調効率を上げるためファンも8台設置しております。

上里町民体育館及び町立の小・中学校体育館へのエアコン設置はまだ未整備であり、7月末日で梅雨が明け、8月に入りいよいよ夏本番となり、屋外では35度から40度くらいまで気温が上がり、体育館等の室内は40度以上の温度上昇となるのではないのでしょうか。

体育館内の児童・生徒や高齢者等の熱中症対策及びこれから台風シーズンにも入り、自然災害に対する避難所対応のためにも体育館へのエアコン設置は急務であり、新規に整備するのであるから、大阪府が県立高校に設置している、ちょっと値段が高いかもしれませんが、停電時にでも使える電源自立型GHP（ガスヒートポンプ）エアコンの採用をお願いしたいと思います。

エアコン設置資金については、国の緊急防災・減災事業債を活用すれば可能かと思っておりますので、山下町長及び埴岡教育長のエアコン設置についての見解をお伺いいたします。

（4）小・中学校の学校教育における情報化推進について、①上里町立小・中学校における今現在の学習用端末の普及状況と今後の見通しについて。

新型コロナウイルス感染症再拡大をにらみ、政府が整備を急ぐ全小・中学校へのパソコンやタブレット端末で、全国主要市区の8割が年内に調達を終えられないことが日本経済新聞社の調べで分かりました。

配備の遅れは学習が続けられない「空白」を招くおそれがあります。教育格差を防ぎ、デジタル人材の育成で世界に追いつくには対応が急務であります。2019年3月で配備済みの端末は小学校で6.1人、中学校で5.2人に1台でした。コロナ禍の休校中、同時双向型のオンライン（遠隔）学習を小・中で実施した自治体は9%にとどまり、端末配備で先行する海外から出遅れました。

そこで、政府は4月、教育のデジタル対応を進め、個々の習熟度に合わせた学習を実現する「GIGAスクール構想」を前倒しし、2021年3月末までに1人1台を配備する方針を決めました。2020年度予算に2,292億円を計上し、自治体が端末を購入する際に1台4万5,000円を補助するとしています。

日経新聞は、7月、東京23区と道府県庁所在市・政令市の計74自治体に公立小・中の端末の確保状況を尋ねました。配備済みは東京都渋谷区のみで、9月までに配備完了が可能と答えたのは東京都豊島区、奈良市など2自治体、10月から12月は堺市など9自治体でありました。83%の62自治体は年内に配備が終わらず、秋から冬に再休校になっても遠隔学習の拡大は難しくなっております。

配備の制約（複数回答）は、「在庫不足」が最多の24自治体、「資金不足」が7自治体でした。政府は端末のメーカーや基本ソフト（OS）は指定せず、アメリカデル社などのパソコン、

アメリカアップル社の i P a d などを示しております。

経済協力開発機構（O E C D）の2018年度調査で、日本は学校でのデジタル機器の活用度は加盟国で最下位でありました。

埼玉県では、さいたま市が来年3月までに1人1台の端末配備を終了すると答えています。

上里町立小・中学校の1人1台の端末配備の現況は何%くらいで、まだ配備されていない端末は何%くらいで、端末の配備が完了する予定は何年ごろになるのか、埴岡教育長にお伺いいたします。

学校教育の情報化推進の中で端末配備完了まで遠隔学習を先延ばしすれば、学びの「空白」ができ、一段と学習が滞るので端末配備の完了を早急に進めていただきたいと思いますと思いますが、山下町長と埴岡教育長の見解をお伺いいたします。

（5）神保原駅北口停車場線の17号国道までへの拡幅・延長計画について、①神保原駅北口停車場線の17号国道までへの拡幅・延長計画推進を図るための発起人役員選考会議及びその後の地権者法定協議会役員選考会議の開催について。

上里町では、神保原駅北口停車場線の17号国道までの拡幅・延長計画概略設計の予算を令和2年3月定例会の新年度予算で約2,300万円計上し、その概略設計図が9月末くらいにでき上がり、10月あたりに地権者説明会を開催したいような話を、私は3月末から4月の初旬ごろ、山下町長から聞いておりました。

その後、4月中旬ごろでしたか、6月定例会が終わって少し落ち着いてから発起人の役員選任会議を開催して役員を選出し、発起人会を発足させ、10月の概略図の地権者説明会開催までには地権者法定協議会の役員を決定し、協議会発足まで持っていきたいと山下町長は私に話してくれましたが、6月定例会が終わってから6月のうちに発起人選任会議を終了して、正式に発起人会を発足させ、都市計画決定に向けての法定協議会を決定するための会議をいつしてくれるのかずっと待っていましたが、もう8月も終わりになり、9月に入ってしまった。

山下町長に伺いますが、いつごろ発起人会を発足させ、会議を開催し、何月ごろ法定協議会を立ち上げるつもりでいるのかお聞かせください。

政策を実行するためには順序がありますので、話したことは言ったとおりにちゃんと計画を立てて、少しずつでもよいですから、私は是非実践していただきたいとお願い申し上げる次第であります。

（6）教育現場での日傘の使用について、①上里町立の小・中学校の登下校時における日傘や雨傘の導入について。

本格的な猛暑シーズンになって、例年以上に日傘が注目されています。熱中症予防のほか、ソーシャルディスタンス（社会的距離）を保つという新型コロナウイルス対策グッズの側面が

あるためのようであります。

教育現場では日傘の使用が広がり、メーカーは子ども用や男性用にも力を入れています。

愛知県豊田市の童子山小学校では、5月27日から655人の児童全員が日傘や雨傘を差して登校しています。直射日光を避けるだけではなく、児童間の距離が保てるため導入したと言います。マスクを着用しながらの登校は熱中症のリスクが一層高まるとして独自で始め、代わりに登下校中のマスクを外すようにしたと言います。同小6年の男児（11歳）は「マスクがないので楽になった。日光が遮られて涼しいし、汗の量も減った」とにっこりしておりますとのことであります。

埼玉県熊谷市でも、6月11日から市立小・中学校全45校で日傘や雨傘を差して登下校を始めたとのこと、子ども用の日傘を生産する小川（名古屋市）は、昨年1年間実績の約10倍に当たる約2万本を既に販売し、品切れ状態が続いている。小川恭令社長は、「日傘を差せば3度ほど涼しく感じ、汗の量が17%減る。子ども用日傘が当たり前になればうれしい」と話しております。

以上のことから、上里町の小・中学校でも熱中症予防やソーシャルディスタンス（社会的距離）を保つという新型コロナウイルス対策グッズとして、自分の健康を自己の考えと力で管理するため、有効性があると私は思いますので、上里町の小・中学校でも登下校時に日傘や雨傘使用の導入を検討してはどうかと思いますが、山下町長並びに埴岡教育長の見解をお伺いいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（猪岡 壽君） 14番新井實議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 新井實議員の一般質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、自然災害における備えについてのお尋ねのうち、①自然災害における指定避難所の整備とその運営及び新型コロナウイルス感染症対策についてお答え申し上げます。なお、黛浩之議員の答弁と重複する部分がございますが、御了承ください。

現在の町の指定避難所は、全て公共施設を指定しており、地域防災計画及び「防災ガイド・ハザードマップ」にも記載されています。指定避難所は、災害対策基本法が示す基準に基づき、地震と水害それぞれに分けて指定してあります。

このコロナ禍では、「密」を避ける必要があることから、指定避難所だけでは不足する避難所について、内閣府のガイドラインには、指定避難所のほか、旅館やホテルなどを活用するなど、より多くの避難所を確保することが求められています。

町の公共施設には限りがあり、アセットマネジメントの考え方からも、今後拡充していくことは困難であると考えます。既存の施設を活用しつつ、より多くの避難所及び避難場所を確保するため、協定等による民間施設の活用を検討しております。

また、指定避難所に指定していない公共施設や集会施設についても、臨時的に避難所として活用することなどを検討しているところであります。

コロナ禍における避難所への避難につきましては、リスクを伴います。「難」を「避」けるための手段としては、知人や親戚宅等への避難についても選択肢の一つであり、避難所における「密」を避けるためには有効であると考えます。町では、広報6月号及び9月号、また、ホームページに掲載するなどして周知に努めているほか、今後もあらゆる機会を捉えて、周知を図ってまいりたいと考えております。

昨年4月に配布しましたハザードマップにつきましては、国及び県の浸水想定を活用しており、昨今の大規模災害等を受けて、指定した当初と一部変更となっている場所もありますが、立地条件などは基準を満たすものと考えております。

しかしながら、自然災害が及ぼす被害は年々深刻化しており、想定を上回っているのが現状であると認識しております。今年度におきましては、埼玉県河川管理の浸水想定が変更になったこともあり、ハザードマップの見直しを検討しております。

地域防災計画は、平成30年3月に改正を行っておりますが、最新の知見や状況の変化に応じた見直しが必要であると考えており、防災会議に諮りながら手続を進めてまいりたいと思います。

今後の防災対策につきましては、あらゆる状況の変化に対応し、情報のアップデートを行うなど、常に最新の情報を住民の方に配信し、住民の皆様と行政が協働し、防ぎ切ることのできない災害の被害を最小限に食い止めるため、事前に備えておく「減災」の取組に努めてまいりたいと考えております。

次に、2、緊急時における救急クリニックの在り方と必要性について、①児玉郡市広域市町村圏組合地域の日曜・祭日・夜間などの緊急事態時における救急指定医療機関の受入れ体制の問題点と今後の救急医療体制の整備と強化についてでございます。

全国的に医師が少ないとされている中で、本県において、第7次埼玉県地域保健医療計画を一部変更し、医師の確保に関する事項及び医療提供体制の確保に関する事項を定め、国にも強く働きかけていくようであります。

救急医療としては、軽症の救急患者に対応する初期救急、入院や手術を必要とする2次救急、生命の危機に及ぶ患者に対応する3次救急の医療体制を整備しているところであります。

本庄児玉郡市は群馬県の医療機関への救急搬送も多い状況ですが、管内にある6か所の救急

病院にも、同様に搬送されています。

また、新型コロナウイルス感染症疑い患者の救急搬送については、搬送困難にならないよう、埼玉県はPCR検査体制を有す、疑い患者用の入院病床を陽性患者入院病床とは別に確保しました。

救急隊員が搬送時に使用する「埼玉県救急医療情報システム」に「疑い患者受け入れ医療機関」の空きベッドの情報を表示し、搬送をスムーズに行えるよう体制を整備しております。

救急医療機関の上里町への誘致についてですが、病院の開設等の手続については、医療法に定められており、知事の許可が必要となります。

埼玉県では、医療計画に定める医療提供体制の整備を推進することを目的に、病院開設等の許可の申請に先立って行う事前協議について定めています。

この指導要綱によると、病院の開設等をしようとするときは、申請者は事前に協議申出書を提出し、地域医療構想調整会議で協議、調査を行います。

知事は、関係法令に抵触していないこと、埼玉県地域保健医療計画との整合性があること、病院の開設等の計画に確実性があることなどを審査し、結果を通知するようでございます。

町としましては、医療機関の誘致について、どのような課題があるか等、研究してまいりたいと考えております。

次に、3、町立の施設にエアコンを設置することについての①上里町民体育館及び小・中学校体育館にエアコンを設置することについてでございます。

昨今、夏季における気温上昇に伴い、熱中症の発生リスクが高まってきております。運動を行う体育館は、特に熱中症発生リスクの高い場所だと思っておりますが、議員お話のとおり、当町の町民体育館及び小・中学校の体育館には空調は整備されておられません。

また、体育館は災害時の避難所に指定されており、夏季に災害が発生した場合、避難者の体調悪化が懸念されますので、避難所としての体育館活用の観点からも空調導入は検討する必要があると思っております。

議員御提案のLPガスを活用した方式やLPガスと電気の両方を活用した方式の空調設備は、災害時も安定して空調運転することができるようでございます。

緊急防災・減災事業債制度は、地方債の充当率が100%、そのうち交付税算入が70%あり、非常に有利な制度であります。令和2年度までの制度でございます。南海トラフ地震10県知事会議から延長を求める提言書が国に提出されたようございますが、来年度以降も延長されるかは不透明な状況であります。

町民体育館及び小・中学校の体育館への空調導入につきましては、町の財政状況や他の事業との優先度を勘案しながら慎重に判断していく必要があると考えております。

これに関して、教育長の答弁も後でさせていただきます。

次に、4、小・中学校の学校教育における情報化推進についての①小・中学校の学校教育における今現在の学習用端末の普及状況と今後の見通しについてについてお答えを申し上げます。

議員お話のとおり、文部科学省は新型コロナウイルス感染拡大を受け、令和5年度に達成を目指していた1人1台端末の整備を前倒しし、令和2年度補正予算において、小1から中3までの全学年、整備し得る予算を措置しました。

上里町では、6月定例会において、校内LAN整備と全児童・生徒分の端末整備の予算を計上させていただきました。

議員が懸念されている端末整備でございますが、埼玉県では、GIGAスクール構想の実現に向けた情報機器の整備について、県内市町村の事務の効率化を図るため「GIGAスクール構想・埼玉県端末共同調達連絡協議会」を設置いたしました。

上里町は、埼玉県の共同調達に参加し、1人1台端末の早期実現に向けて教育委員会で準備を進めているところでございます。

詳細につきましては、教育長から答弁させていただきます。

次に、神保原駅北口停車場線の国道17号までの拡幅・延長計画推進を図るための発起人役員選考会議及びその後の地権者法定推進協議会役員選考会議の開催についてでございます。

神保原駅北口の整備につきましては、今年度、県道神保原停車場線の概略設計及び北口広場基本計画の検討を実施しております。これらの整備計画は、今後、地元地権者を初め関係区長などを委員とする町づくり協議会を設立し、検討を進めてまいりたいと考えております。

今年度は、町づくり協議会の設立に先立ち、地元地権者を代表する発起人会を発足し、整備計画の素案をつくり上げる予定でございます。

議員御指摘の発起人会の開催につきましては、9月中を目指し鋭意作業を進めているところでございます。

また、計画区域内の住民を対象とした説明会を年内に開催し、整備計画の検討内容について報告させていただく予定でございます。

令和3年度には、町づくり協議会を発足させ、神保原駅北口の町づくりや整備計画について検討してまいりたいと考えております。

人口減少や超高齢化社会などの課題に直面する中、本町を持続的に発展させるためには、駅周辺を中心拠点とした町づくりを進め、にぎわいの創出や活性化を図ることが必要不可欠でございます。

神保原駅北口の整備は、積年の課題であり、地元の期待も大きく、私自身も一層力を入れて取り組んでまいりたいと思います。

次に、6、教育現場での日傘の使用についての①上里町立の小・中学校の登下校時における日傘や雨傘の導入についてお答え申し上げます。

令和2年度は、例年よりも1週間ほど早く2学期が開始されております。そのため、暑さが厳しいときに、児童・生徒が登下校することになり、熱中症が心配されておりました。

議員お話のとおり、「登下校時における日傘や雨傘の使用は、熱中症対策、新型コロナウイルス対策として有効である」と報道されております。また、上里町立の小学校においても使用している児童がいるとお聞きしております。

詳細につきましては、教育長から答弁させていただきます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） それでは、新井實議員の3番、4番、6番の御質問に順次お答えを申し上げます。

まず、3の町立の施設にエアコンを設置することについての①上里町民体育館及び小・中学校体育館にエアコンを設置することについてでございます。

近年、地球温暖化の影響による異常気象により、夏の気温上昇が厳しくなる中、部活動やスポーツ活動中に熱中症で体調を崩す事案が全国的に多数報告されております。

こういった状況の中、町内小・中学校では、熱中症予防対策・教育環境の向上の観点から、平成25年度に全ての普通教室・特別教室にエアコンの設置が完了しておりますので、教室では良好な環境下で授業が行われております。

しかし、体育館にはエアコンがございませんので、暑さ対策・熱中症を予防する策として、各学校配備の熱中症指標計の活用や環境省から発令される「熱中症警戒アラート」を参考に、各活動の可否を判断しております。

終業式や始業式も、普段どおりの体育館ではなく、校内放送を利用し、校長の話や諸連絡を生徒児童は各教室において放送を流して聞く、そのような対策を行っております。

また、町民体育館におきましても、アリーナ内はエアコン未設置となっておりますが、2階会議室にはエアコンが設置されており、大会等で活用されているほか、ロビーにはスポットエアコンを2台設置し、休憩時やプレー後のクールダウンなどに利用していただくなど、体育館利用者が熱中症にならないよう対策を講じております。通常使用時は、現在の設備で十分とは言えませんが、対応はできていると考えております。

ただ、避難所として使用する場合は長時間、あるいは数日間にわたりますので、議員御提案

の電源自立型ガスヒートポンプエアコンは、暑い時期に体育館を使用する際の熱中症予防策に加え、避難所運営時にも大変有効であると思います。ただし、小・中7校体育館及び町民体育館に設置をする際の設置費用、その後のランニングコストなど、将来にわたっての財政負担も大きいものとなりますので、慎重に判断しなければならないと考えております。

また、上里中学校を除く小・中学校6校においては、校舎老朽化も課題となっておりますので、まずは、老朽化対策を優先させ、安全・安心な教育環境の整備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、4、小・中学校の学校教育における情報化推進についての①小・中学校の学校教育における今現在の学習用端末の普及状況と今後の見通しについてでございます。

災害や感染症の発生等による学校の臨時休業の緊急時においても、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できるような環境の整備は、極めて重要であると思っております。

GIGAスクール構想の実現に向けた端末整備事業の進捗状況につきましては、先ほど町長から答弁がございましたとおり、今現在、埼玉県との共同調達により端末整備を進めているところです。

共同調達契約先の事業者が9月（今月）に選定され、契約を締結する予定でございます。

現時点では、端末はまだ配備されていませんが、年度内を目標に1人1台端末の実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、6、教育現場での日傘の使用についての①上里町立の小・中学校の登校時における日傘や雨傘の導入についてでございます。

登下校時における日傘や雨傘の使用については、熱中症対策や新型コロナウイルス対策、特にソーシャルディスタンスを保つというようなため、全国に広がりつつあります。

日傘や雨傘で直射日光を遮り熱中症を予防するため、また、新型コロナウイルス対策で集団登校する児童が近づき過ぎないように傘で距離を取らせるため、上里町内の小学校においても、各校長から「登下校時に日傘や雨傘を使用してもよい」という旨を学校だよりやホームページ等で、1学期中に保護者に連絡しております。

その他に熱中症対策として、クールタオルを全児童・生徒に配布いたしました。このクールタオルの活用についても併せて連絡しております。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため4月から5月まで町内小・中学校が臨時休業になりました。その分の授業時数確保のために夏季休業の期間を短縮し、例年よりも8日早く2学期が始まりました。

厳しい暑さの中、児童が登下校することになり、熱中症対策として日傘や雨傘、クールタオルの使用について、各小学校から再度保護者に連絡しております。

現在、登下校中に日傘や雨傘を使用している児童は、各学校でばらつきがございますが、5人から20人程度です。これからも引き続き、保護者に登下校中に日傘や雨傘を使用することの有用性を周知してまいります。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 14番新井實議員。

〔14番 新井 實君発言〕

○14番（新井 實君） それでは、再質問させていただきます。

自然災害における備えについて、①の再質問、自然災害における指定避難所の整備とその運営及び新型コロナウイルス感染症対策についてであります。町長から御答弁いただきましたけれども、上里町は去年初めて避難所を造って、先ほどの同僚議員の質問の答弁、9か所、今年も同じような感じでやりたいということが答弁されました。でも柔軟性を持って、いろいろな事情によってはまた考えるというような答弁もいただいています。

そういう中、特に神保原地区は御陣場川が1本流れているんですけども、あの川が町長も知っているとおり、幅が非常に短く、深さはある程度あるんですけども、ちょっと台風とか豪雨がくると、橋の下もひどいときは10センチくらいになっちゃって、1丁目あたりから結構私のところへ、高崎線から下を通ってカーブしたところ、元の櫛田教育長の近所の人からいつも3人か5人くらい電話がくるんですけども、何とか助けてくれ、助けてくれと言われても、しばらく様子を見て水かさを見ていてくれといつも言うのですけれども、自分でも1丁目の橋の下へ行ってみて、ああ、これなら大丈夫だなと、だから堤の調節池があるのであれで救われているのかなと思って、今現在感謝しております。

ですが、もしものことがあった場合に、たまたま神保原地区は今現在トライアルの跡地が、あそこは約1万坪くらいですか、建物も店舗もまだ残っていて、今現在はまだ使用されていない段階でありますので、ああいうところはとりあえず今年、来年あたり、ずっとというわけにいかないですけれども、今時点では緊急の避難場所には、駐車場もありますし、それから、1階だけで2,000坪、上、下、1、2階で4,000坪もあるわけですので、ああいうところを会社と協定してですね、一時的に急場をしのいで、町民の生命、財産、また健康等を守るいい手段と思いますので、それも是非町長に検討していただきたいと思います。町長の見解をお伺いします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 新井議員の再質問で、トライアルの跡地の建物を臨時の避難所、活用をしたかどうかという質問ということでよろしいですか。

これは民間の施設ですので、そういった考えをですね、担当課とよく相談して、今のところは民間のそこまでは検討してないので、具体的な全体の中でバランスのとれた形ですね、必要であれば、そこの辺も活用するように検討させますので、その検討内容によっては民間の施設について、そこだけでいいのかどうか、ちょっと含めて、全体のバランスを含めて検討させていただきます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 14番新井實議員。

〔14番 新井 實君発言〕

○14番（新井 實君） 時間も余りないので……、それから、災害時にですね、つい最近、9月1日、ちょっと読売新聞の埼玉版に書いてあったのですが、川越市がコンテナ型のビジネスホテルを展開するデベロップという千葉縣市川市にある会社との間で、大規模地震や台風などの災害時に被災地へコンテナ客室を提供する協定を締結したと、同社と県内自治体で協定を締結するのは川越市が初めてだという、災害時はコンテナを車両で被災地に運んで、レスキューホテルの名称で仮設宿泊所として即日利用できるという話を書いてありましたが、上里町はホテルとか旅館が1軒もないので、こういうこともひとつ参考にさせていただけたらと思うんですけども、町長の見解をよろしくお願いします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 先ほど沓澤議員の質問の中にもちょっと私のほうで触れたんですが、感染症があった場合にはですね、そういった避難的な部分でホテル、宿泊施設がないということとを答弁させていただきましたが、新井議員の御質問についてもですね、検討して、協定みたいなものがどういう形で、民間のホテルとかそういった、今回の場合にはコンテナをレスキューとして使うということですか、ちょっと初めて聞いた内容ですので、調べて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 14番新井實議員。

〔14番 新井 實君発言〕

○14番（新井 實君） それから、救急クリニックの在り方と必要性についての中の①児玉郡市広域市町村圏組合地域の日曜・祭日・夜間などの緊急時における救急指定医療機関の受入れ体制の問題点と今後の救急医療体制の整備と強化について、先ほど町長からもいろいろ医療の関係者をですね、県の法律や条例等々でいろいろ規制もあるような話、ある程度はあると思っていたんですけども、難しい話もかなりあるようなお話です。

本庄市は、先ほども町長答弁していただいたとおり、5つだか6つくらいの救急指定病院があると思いますけれども、上里、神川、美里には1軒もないので、とにかく私の近所でもこの1年の間で運ばれた次の日に、病名は何か分かりませんが、基礎疾患もある人がありますので、運ばれて、救急車はすぐ来てもらえるのですけれども、受入先の病院がないので、私のおふくろが1月26日に運ばれたときは児玉へ行くのに45分かかりました。受入先の病院がないんです。今度は運ばれて行ったら、先生が腕組みしていてなかなか治療に、頭を横に振ったりなんかして、何かなと思ったら、「僕は実はこの専門医ではないから、内科医だから、ちょっと弱ったな、弱ったな」と言っていましたけれども、そういう状態があるので、受入体制に非常に問題があるので、とにかく人の命はお金で買えませんので、命と健康を第一でありますので、その辺をよくお考えになりまして、本庄児玉郡市の市町村で来ていただけるなら、積極的に、私が一般質問しました医療法人のほうでも来ることを検討してくれると言っていますので、その辺のことについて再度町長に、私の質問に対するですね、もう一度町長としてのこの地域を持った考えを是非またお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 救急医療に対しての新井議員から再質問でございます。

先ほど答弁しましたように医療機関の誘致については、初めての案件ですので、どのような課題があるか、再度研究してですね、進めてまいりたいと思います。私としては非常にいいかなと思うんですが、今まで医療の児玉地域の歴史の中でも幾つかあつては消えた例もあると伺っております。また、本庄市でも本庄早稲田駅にある医療機関が進出する話もあると伺っています。そういった課題がですね、きちんと整理されて、前へ進めるかどうか、そういったところも慎重に見ながら調査していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 14番新井實議員。

〔14番 新井 實君発言〕

○14番（新井 實君） それでは、最後の質問といたします。

先ほど5番の神保原駅の北口停車場線の17号国道までの拡幅・延長計画推進を図るための発起人役員選考会議及びその後の地権者法定推進協議会役員選考会議の開催についてということで町長から御答弁いただきまして、いずれにしろ、町づくり協議会をつくって、発起人会を9月中に始めたいという答弁をいただきましたがですね、いずれにせよ、これは町長が選挙に出るときの公約でもあった重要な政策でありますので、私としても議員になって18年、まず駅北の停車場線を17号まで持っていくということが私の第一の目標でありましたので、そういうこ

ともお含みいただきまして、なるべく早くですね、いずれにしたって段階を経ていかなければ、こういう道路を拡幅して延長することは、高崎や前橋、お家があるところをどかすということは20年、30年計画のようなところもだいぶありますので、なるべく早く順序を立てて、早く地権者協議会まで持って行って、地権者交渉ができる段階までここ1年くらいのうちに是非お願いしたいと考えているところですが、町長の答弁をよろしくお願いします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 北口の停車場線についての新井實議員の再質問でございます。

先ほど答弁で申し上げたとおり、発起人会をですね、今月中、9月中に開催する予定で、今準備作業を進めているところであります。また、先ほど年内に計画についてもですね、整備計画の素案づくりを、今年度中に上げる予定でございます。非常にこの課題はですね、いろいろな皆さんに御協力いただかなければならない事業でありますので、是非よろしくお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 14番新井實議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は15時45分からとします。

午後3時28分休憩

午後3時45分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 皆さん、こんにちは。議席番号8番の植原育雄でございます。通告に従い質問をさせていただきます。

今9月定例議会では、1、図書館の運営事業について、2、ひとり高齢者と高齢者だけの世帯の配食サービスについて、3、ワープ上里について、4、災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策について、町長と教育長に質問をさせていただきます。

1番目に、図書館の運営事業について、町長と教育長に質問させていただきます。

図書館の運営事業は、平成26年、指定管理者制度により、株式会社図書館流通センターが1回目の契約として、平成26年度から平成28年度までの3年度間の契約、2回目の契約として、

平成29年度から令和3年度までの5年度間の契約となっています。

予算額について、令和元年度、図書館運営事業の総予算額として6,217万5,000円が計上されております。そのうちの5,712万6,000円が事業運営委託料となっています。

図書館の入館者数、貸出し冊数、利用者人数、貸出し人数が毎年減少しています。最近、電子図書の普及等もその要因となっているのではないのでしょうか。

平成25年度まで町が経営していたときより、指定管理者制度になってからのほうが事業内容も充実してきておりますが、事業運営委託料が高過ぎるのではないかと思います。町長と教育長のお考えをお聞きいたします。

次に、図書館離れについて、町長と教育長に質問させていただきます。

図書の貸出し件数等が年々減少しております。

図書館の入館者数については、2016年には9万8,088人であったものが、3年後の2019年には8万5,127人と1万2,961人減少しております。

貸出し冊数については、2016年、19万5,749冊であったものが、3年後の2019年には15万5,499冊と4万250冊減少しております。

貸出し冊数（一般書）については、2016年に9万2,149冊であったものが、3年後の2019年には7万3,782冊と1万8,367冊減少しております。貸出し冊数（児童書）については、2016年に8万6,661冊であったものが、3年後の2019年には6万5,578冊と2万1,083冊減少しております。貸出し冊数（雑誌）については、2016年に8,909冊であったものが、3年後の2019年には7,413冊と1,496冊減少しております。貸出し冊数（視聴覚資料）についてだけが2016年から2019年の3年間で696冊増えております。

利用者人数（貸出し人数）については、2016年に4万1,637人であったものが、3年後の2019年には3万3,249人と8,388人減少しております。

電子書籍（図書）の普及等について、20代から30代の若者にとっては、既に身近な存在になっております電子書籍（図書）は、日本で電子書籍が本格的に参入し「電子書籍元年」と呼ばれたのは2010年でした。なぜ若い世代に支持されているかというところ「いつでも、どこでも手軽に読めるから」と考えられます。

電子書籍（図書）の普及率は、調査時点では、日本24.2%、アメリカ51.9%、イギリス46.0%、ドイツ30.1%、中国83.2%、韓国53.0%とタブレットの普及率同様に諸外国から大きく後れを取っておりますが、これから日本も普及率は格段とアップすると思われます。

この図書館離れについて、町長と教育長はどのように考えておられますか、質問をさせていただきます。

次に、運営事業委託料等の見直しについて、町長と教育長に質問させていただきます。

電子書籍（図書）の普及とともに、図書館の入館者数、貸出し冊数、利用者人数（貸出し人数）が毎年減少している中で、運営事業委託料等の見直しが必要と思われます。また、新型コロナ禍を期に図書館の在り方も考える必要もあるのではないのでしょうか。町長と教育長はどのように考えておられますか、町長と教育長に質問させていただきます。

次に、ひとり高齢者と高齢者だけの世帯の配食サービスについて、町長に質問させていただきます。

現在、上里町では、ひとり高齢者の安否確認を兼ねてハッピーランチ（配食サービス）事業が、食事を作ってくださるボランティアの皆様方や民生児童委員の皆様方の御協力により配食サービスが実施されております。大変すばらしい事業であると思います。

このハッピーランチ（配食サービス）制度は、平成31年2月7日の資料によりますと、65歳以上の対象者は137名となります。そのうちの65歳から70歳が10名となります。月に1回のランチを届ける配食サービスの制度です。

現在、上里町では、この制度の申込み基準（規約）は特に定めてないようです。本来、配食サービスの適用基準（条件）を定めて対象者を選考すべきではないのでしょうか。

現行では、ひとり高齢者の方は65歳になり、申し込めば誰でもハッピーランチ（配食サービス）を受けられると考えているようです。

現在、上里町では、社会福祉協議会に依頼して食事を作ってくださるボランティアの皆様方や民生児童委員の皆様方などに頼っておりますが、果たしてこの方法でよいのでしょうか。例えば民間事業者に配食サービスを委託するとか、配食の回数を増やすことも考えるべきではないのでしょうか。現行の月1回のランチ配食でよいのでしょうか。本当に困っている人は毎日3食を望んでいるのではないのでしょうか。せめて、毎日1食とか、1日おきに1食くらいの頻度でないと困っている方の手助けにはならないかと思います。

現状では、65歳以上のひとり高齢者が対象になっておりますが、今後ますます高齢化が進み、食事が作れないなどを含めた生活困窮者の家庭も増加傾向にあると考えられます。

このような時代背景の中で、民生児童委員が配食サービスに伺っても留守の家があり、特に夏場はO-157による食中毒の問題、市町村によっては食の安全の確保のために、配食サービス事業の実施要項で遵守事項を設け、利用者に対する損害賠償事項も規定されております。また、コロナ禍の中で調理ができない状況も今後考えられます。配食サービスの現状について、町長はどのようにお考えですか。町長に質問いたします。

次に、配食サービスの町直営化について、町長に質問をさせていただきます。

調査時点での状況ですが、他市町村の配食サービスの例を紹介させていただきます。

群馬県藤岡市では、「藤岡市配食サービス事業実施要綱」で規定されております。対象者は

65歳以上の単独世帯または高齢者のみの世帯の者で、要支援状態または要介護状態と認定された者、その他、市長が必要と認める者で、民生児童委員は配食にかかわっておりません。

要綱では、藤岡市配食サービス事業の実施主体は藤岡市で、サービス実施の可否の決定を除く事業の運営は、目的を達成するために適当と認められる民間業者に委託するものとされております。利用が必要と認められる人には、週2回まで昼食を配達し、安否確認をするということで、利用者は1食400円を負担するということです。

群馬県高崎市では、高崎市高齢者配食サービス・高齢者安心センターが管理しております。65歳以上の高齢者のうち、生活機能の低下等の理由で自ら調理することが困難であり、食事について援助が受けられず、低い栄養の改善や見守りが必要な方が配食サービスを利用できます。

なお、利用に当たっては配食サービスをケアプランに位置づける必要があります。

介護予防・生活支援サービス事業対象者、要支援者・要介護者の方についての利用は、週1日から7日間（祝日・休日を含む）までの朝食、昼食及び夕食を自宅まで配達するとともに安否確認を行います。1食当たりの自己負担額は朝食200円、昼食と夕食は各350円となっております。

市が配食事業者として登録した事業者が配食などをしていて、民生児童委員は配食にかかわっておりません。

埼玉県本庄市では、本庄市社会福祉協議会が管理しております。見守りが必要な70歳以上の高齢者世帯（単身・二人世帯）、または同居者があっても日中一人で過ごしている75歳以上の高齢者で配食サービスの利用を希望する人が対象となっております。

利用申込みは、社会福祉協議会で、後日、担当地区の民生児童委員さんが自宅へ訪問し、利用申込みの手続を行います。

配達時（午前11時30分から午後1時）に自宅で弁当を受け取ることができる人が対象という条件がついております。上里町はこの基準がないために、留守宅に民生児童委員さんが何回も伺うことがあります。上里町もこの条件をつけるべきです。

1食当たりの自己負担額は、月1回で200円となっております。

児玉郡神川町では、神川町の町民福祉課が担当していて、社会福祉法人「神流福祉会」で配食サービスをしております。平成3年5月から神川町の介護予防地域支え合い事業として始まり、配食だけでなく、安否確認や食事療法、孤独感の解消に努めております。利用料金は1食当たり350円で町が補助しております。

埼玉県東秩父村では、住民福祉課が担当しておりますが、配食サービスは村の特別養護老人ホームへ委託しております。食事を作り、ホームの職員が宅配しています。1食980円の経費がかかり、自己負担額は250円です。差額の730円を村が負担し、特別養護老人ホームへ支払い

ます。週に2回の昼食の配食サービスとなっております。

対象者は、65歳以上のひとり高齢者、または高齢者だけの世帯で、食生活の改善と安否確認を目的としております。

食事を作るのが困難で、本当に生活に困っている方に手を差し伸べる必要があるのではありませんか。民生児童委員の成り手が少ない昨今、民生児童委員さんの負担を減らすことは極めて大事なことです。

現在、上里町は社会福祉協議会で対応しておりますが、町の問題として取り組む必要があるのではないのでしょうか。町行政の責任として、町で実施している配食サービスと組み合わせた形で町の直轄（直営）事業として取り組むべきではないのでしょうか。町長はどのようにお考えですか、町長に質問をいたします。

次に、ワープ上里について町長に質問させていただきます。

上里町総合文化センターワープ上里ですが、多目的ホールは座席数500席、大きなイベントでも満席にするのは大変です。小さなイベント開催での満席は考えられません。現在あるイベントホールは大き過ぎます。もっと小さな100人規模のイベントホールが必要と思いますが、町長はどのようにお考えですか、質問いたします。

次に、使用料と減免について、町長に質問いたします。

総合文化センターワープ上里の使用料は、上里町総合文化センター設置及び管理条例によりますと、多目的ホールの使用料は、平日の午前中が5,000円、午後は7,000円、夜間は9,000円です。午前9時から午後5時までの使用は1万1,000円、午後1時から午後9時30分までの使用は1万4,000円、午前9時から午後9時30分までの使用は1万8,000円となっております。

土曜日・日曜日と祝日は、午前中7,000円、午後は9,000円、夜間は1万1,000円です。午前9時から午後5時までの使用は1万5,000円、午後1時から午後9時30分までの使用は1万8,000円、午前9時から午後9時30分までの使用は2万4,000円となっております。

児玉郡市及び深谷市内に在住または在勤する者以外が使用する場合は表に定めるものの1.5倍の額とするとなっております。

入場料徴収の場合は、500円以上2,000円未満の場合は、所定の使用料の2倍の額とする。入場料徴収2,000円以上、または営利目的に使用する場合は、所定の使用料の2.5倍の額とする。1万5,000円の2.5倍の額は3万7,500円になりますし、1万8,000円の2.5倍の額は4万5,000円にもなります。

上里町総合文化センター設置及び管理条例によりますと、第9条に使用料の減免等が規定されております。上里町にはNPO法人も設立されております。このNPO法人が上里町総合文化センターワープ上里を使用する場合は、使用料の減免等が適用されるのでしょうか。町長はど

のようにお考えですか、質問をいたします。

次に、災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策について、町長に質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症が流行している現状で、他の災害が同時発生した場合、町が開設する避難所に多くの人が集まることにより、感染症が拡大する危険性があります。

避難所生活においては避難者が密集した状況にならないように間隔を開けること、換気を十分に行う、手指の消毒、マスクの着用等感染症対策に努める必要があります。

避難について考えてみますと、避難とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はないと思います。感染症を抑えるために、避難者が密集した状況にならないように間隔をあけることになると、避難所に入れる避難者の数には限りがありますので、避難所が不足することが予想されます。

避難先は小・中学校、公民館だけではありません。安全な親戚、知人宅に避難することも考えられるのではないのでしょうか。いわゆる分散して避難する分散避難を上里町民に呼びかける必要もあるのではないのでしょうか。この分散避難について、町長はどのようにお考えでしょうか。町長に質問いたします。

次に、3密を防ぐ避難所の設営、入所受付前に発熱やせきなどの確認、発熱やせきの症状がある人や濃厚接触者を分けた避難生活の実施、感染防止のための資器材の整備、避難者の体温や体調のチェック、マスク着用等の周知、避難の判断基準や留意点を周知啓発等、避難所運営マニュアルを作成してあるかと思いますが、マニュアルを踏まえた訓練の実施が必要と思われます。

聞くとところによりますと、コロナに関連した避難所運営マニュアルは作成していないが、国のガイドライン的なものはあるということです。訓練は、まず職員の受付体制から、次に一般住民の方を含めた訓練を実施したらどうでしょうか。町長はどのように考えますか。町長に質問いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（猪岡 壽君） 8番植原育雄議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員の1、図書館の運営事業について、（1）運営事業の委託料について及び（3）運営事業委託料の見直しについて、2点は関連がございますので併せてお答え申し上げます。

町立図書館は、指定管理者制度を導入し株式会社図書館流通センターによる管理運営が行わ

れております。

指定管理委託料ですが、指定管理者が行う管理運営に伴う経費であり、職員の人件費や施設の修繕費、設備・機器等の保守管理費、清掃委託費、通信運搬費、図書購入費等でございます。

議員御指摘の指定管理料が高いことについてですが、指定管理料は、町の要求水準を踏まえたサービス内容に対する適正な価格とする必要があることから、募集の段階で基準額を設定しており、この基準額内で、申請団体からの事業計画等の提案内容に基づき、選定委員会の評価を経て、指定管理者決定後協定書において定めております。

そして指定管理者の管理運営につきましては、適切かつ確実に行われているか、モニタリングを行っております。

この結果に基づき、必要に応じ改善に向けた指導・助言を行うなど、適正な管理運営の確保とサービスの向上を図っております。

議員御指摘の指定管理委託料の見直しについてですが、施設の運営基準や職員配置、過去の運営実績や事業内容等5年間の結果を十分精査し、次回更新へ向けて詳細に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、（２）図書館離れについてお答え申し上げます。

図書館離れの原因としては、一般的には、少子化や人口減少の理由のほか、インターネットの普及、古本屋やマンガ喫茶等の台頭によるもの、電子図書の普及も要因の一つとして考えております。

町は、本に親しむ施策として、図書館の活用と充実を図っていくことが重要であると考え各種事業を展開しております。

自主事業として、図書館司書が小学校や保育園等で行う本の読み聞かせと本の紹介のほか、大人向け事業として「歴史講座」や「文学講座」、「大人の映画会」などを開催しております。

続きまして、２、ひとり暮らし高齢者と高齢者だけの世帯の配食サービスについて、①配食サービスの現状について、②配食サービスの町直営化については関連がございますので、一括にてお答え申し上げます。

御質問の「ハッピーランチ」について、上里町社会福祉協議会に確認したところ、以下のよう回答を受けました。

「ハッピーランチ」は65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象とし、月1回の昼食の配布を行っております。利用料は1食200円で、調理については調理ボランティアに、配布は民生委員に御協力いただいております。

利用状況としましては、令和2年8月時点の利用者数は101人となっております。

ハッピーランチでは、配布時にひとり暮らし高齢者と接し、健康状態や生活状況などを把握

できるため、民生委員によるひとり暮らし高齢者の見守り活動の役割を担っていただいております。

しかしながら、配布の際に対象者が不在であるなど、民生委員活動としての負担の増加となる側面もあります。

事業主体である上里町社会福祉協議会では、対象者についての基準を定める等の見直しを行い、民生委員さんの負担の軽減を図るよう準備を進めているようであります。

町では平成11年度より、御自分で食事の支度をするのが困難であり、かつ同居の親族等から食事の提供を受けられないひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯を対象に、月曜日から土曜日までの昼食及び夕食を提供する「高齢者等配食見守りサービス」を町内の社会福祉法人へ委託し実施しております。

令和2年度からは認知症高齢者及び認知症が疑われる高齢者で見守りが必要であるにもかかわらず、日中の安否の確認の手段がない方も対象に加え、サービスの拡充を図ったところでございます。

利用状況としては、令和2年7月末時点の利用者は16人、前年同時期と比べ3名の増となっております。

町の「高齢者等配食見守りサービス」に「ハッピーランチ」を統合し、町直営事業として実施することについては、「ハッピーランチ」は見守り活動に主眼を置いた事業であり、一方の「高齢者等配食見守りサービス」については、食事支援に主眼を置いた事業と、目的が異なる事業となるため、それぞれのサービスが持つ特性や利点を生かし、役割を分担していくことが大切と考えております。

また、民生委員の負担軽減については、大変重要な課題ですので、民生委員活動全体において検討してまいりたいと考えております。

続きまして、3、ワープ上里について順次お答え申し上げます。

まず、①イベントホールについてでございます。

ワープ上里のメインとなる多目的ホールは、ステージより前方の取り外し式148席とステージ後方の電動可動式352席の合計500席の観客席とステージを備えております。このメインホールは、ワープ上里オープン以来、町民の交流と文化教養の向上を図るため、様々なイベント等に利用されてきました。しかし、施設の老朽化や利用団体等の構成員も高齢化が進み、活動人数が減少しているなど、利用者、来館者も減少傾向にあり、ワープ上里を取り巻く環境は大きく変化している状況でございます。

近隣市町の500前後の観覧席を保有する文化施設と比較しますと、当施設の客席については、ステージ後方の客席が収納でき、148席として利用することもできます。また、アリーナ部分

の客席も取り外すことができ、様々なホールアレンジが可能となっております。現状の設備の中で、最大限イベント主催者のイメージに沿った形で施設を活用していただけるよう、利用を御検討される際には是非この点についても御相談いただければと思います。引き続き、ワープ上里を選んでいただけるよう、工夫を凝らし、来場者の増加につなげていきたいと考えております。

次に、②使用料と減免についてでございます。

施設使用料に関しましては、施設を維持管理する原資は「税」であり、慎重に検討していく必要があります。現状より安くすることで、負担額のバランスが崩れ、ワープ上里の使用料のみ見直すことは、他施設の使用料等の見直しにも影響を与えることと考えられます。

町としては、一定の利用者だけではなく、幅広く皆様に利用していただき、各種計画で掲げられた目標を達成するために「使用料金を下げる工夫」も重要と考えております。そこで、利用しやすい工夫として、使用料見直しを含め、検討し、本年度よりイベント主催者の負担としていた「舞台技術者人件費1名分」を町が負担し、近隣市町施設と同程度の使用料とさせていただきます。

このことにより、「ステージ運営・進行に関し、プロスタッフによる安心」、「多様なホールアレンジ」、「照明・音響の様々な対応」、「イベント主催者費用の軽減」など価格・規模など「ちょうど良い施設、利用しやすい施設」として、提供させていただいておりますが、さらなる利便性の向上につきまして、引き続き、検討していきたいと考えております。

使用料の減免に関しましては、「上里町総合文化センター設置及び管理条例施行規則」により、「町内の団体が、センターの設置目的のために使用する場合、ホール以外の会議室等の使用料について免除する」と規定されており、ホール以外であれば、使用目的を踏まえた上で、使用料を免除し、利用することは可能となっております。

また、「その他特別な理由があると認められたときに町長は免除または減免することができる」という規定につきましては、受益者負担の適正化など町施設全体にかかわることであり、「減額・免除基準の整理・統一化」などを行っていく必要があります、引き続き調査・検討していきたいと考えております。

次に、4、災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策についての①分散避難についてお答え申し上げます。

なお、黛浩之議員及び新井實議員の答弁と重複する部分がございますが、御了承いただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、これまでの避難所運営とは異なる対策が必要となっております。新型コロナウイルス感染症対策として、密閉・密集・密接と言われるいわゆる

「3密」を避けるため、特に避難者間の距離を取るなどの対策が重要となります。一方で、町の指定避難所は公共施設を指定しており、避難できるスペースに限りがあります。

議員御指摘のとおり、住民に対し、分散避難を促すことは、避難所における3密を避け、避難所における新型コロナウイルス感染症対策に有効であると考えております。

町では、「難」を「避」けるための事前準備として、知人や親戚宅への避難を検討していただくため、広報6月号及びホームページを活用し、住民への周知を行っているところでございます。9月号では、昨年の台風第19号を踏まえた特集記事を掲載するなど、今後もあらゆる機会を捉え、様々な媒体を活用して、広く周知に努めているところでございます。

このほか、民間施設を臨時的な避難所として活用することを検討しており、内閣府が示すガイドラインに基づき、可能な限り多くの避難所及び避難場所の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、②避難所運営マニュアルと訓練についてのお尋ねでございます。

避難所運営マニュアルは、平成28年4月、埼玉県ガイドラインに基づき作成しており、昨年の台風第19号の際には、避難者名簿の作成などの際にも活用したものでございます。

この避難所運営マニュアルは、平成28年当時の状況を反映して作成しており、今般の新型コロナウイルス感染症に対する対策については言及されておらず、あくまで一般的な避難所運営における手順等が記載されたものになっております。

このたび、新型コロナウイルス感染症の全国的な蔓延を受け、国及び県のガイドライン等に基づき、「上里町避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策編）」を作成いたしました。

本マニュアルには、受付時における検温の実施や消毒の設置など、運営に当たっての感染症対策について定めているほか、避難所内のレイアウト例や事前に準備しておくことが適当な物資や資器材について定めています。

これらを基に、受付の設置やパーティションの設営、防護服の着用など、実際に避難所を設置した場合を想定した実動訓練の実施について検討しています。訓練の実施時期につきましては、準備ができ次第、速やかに実施したいと考えておりますので、御理解、御協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 埴原育雄議員の御質問、1、図書館の運営事業についてお答えを申

し上げます。

(1) 運営事業の委託料について及び(3) 運営事業委託料等の見直しについての2点は、関連がございますので、合わせてお答え申し上げます。

まず初めに、図書館運営事業についてですが、昨年10月、教育長に就任後、図書館へ挨拶に行ったところ、図書館司書が9人もいるということに、本町の文化・教養及び教育に対する意識の高さとそれに応えなくてはならない教育長としての責務を実感したところでございます。

専門職である図書館司書の役割は重要で、イベントの企画・開催や快適な図書館づくりなど役割はとても多くあります。そして利用者アンケートでは高い評価を得ており、イベントの内容も充実しております。

なお、指定管理料の見直しにつきましては、町長が申し上げましたとおり、町として、過去の運営実績や事業内容等を十分精査し、次回の更新へ向けて検討してまいりたいと考えております。

今後につきましても、教育委員会として、さらなる図書館の充実を図っていききたいと考えております。

続きまして、2、図書館離れについてお答え申し上げます。

これにつきましても町長が申し上げましたが、一般的には図書館離れの原因として、少子化や人口減少、インターネットの普及、古本屋、マンガ喫茶、電子書籍等の台頭、そして新聞の売上げ減少とも関連があるのではないかと考えております。

上里町では、図書館の活用と充実を図るため、各種事業を展開しております。自主事業といたしまして、図書館司書が小学校や保育園等で行う本の読み聞かせと本の紹介のほか、各小・中学校へ図書の定期貸出し、また、大人向け事業として、昨年度は歴史講座を3回、文学講座を2回、大人の映画会を2回など実施しております。

今年の2月に実施した映画会、題名は「ノーリン10」という映画ですが、これは1960年代、世界食糧危機が起こったとき、インド、パキスタンの人を飢えから救った小麦ノーリン10号、これを育種した人物の生涯を描いた映画でした。私もこの映画を見させていただいたんですが、50人満席の視聴覚室、この部屋がですね、満席になって、キャンセル待ちも出るほどの高評価を得ることができました。

また、各種サービスといたしまして、利用者実態に沿った蔵書の更新や、予約の多い本については、一定の基準の中で複本化を実施、イオンタウン上里には図書の返却に便利なブックポストの設置、図書館出入り口には、飲料用自動販売機及び飲食スペースを設置いたしました。

今年度は、さらにホームページのリニューアルを行い、また、町の広報紙においては図書館案内のページは3分の1ページという限られたものしか与えられておりませんので、ホームペ

ーのQRコードをこの9月号には掲載させていただくなどし、使い勝手のよい図書館を目指しておりますので、ちょうど今日はこういう答弁の機会を与えていただきましたので、議員の皆様方にも資料をお探しの際は、是非ですね、図書館を利用させていただいて、活用していただけたらありがたいなと思います。よろしくお願いいたします。

また、今後につきましても、現在準備中ですが、パソコンやスマートフォンなどインターネット上で図書館内の蔵書資料を予約することができるウェブ予約を初め、図書館の充実と時代に即した魅力ある図書館運営を行い、町民の皆様が利用しやすい図書館にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 議席番号8番の植原育雄でございます。

町長と教育長に何点か再質問をさせていただきます。

図書館の運営事業のところですが、高過ぎる運営事業委託料とともにですね、電子書籍、図書館の普及等の原因による図書館離れが始まってきていると思われま。

令和2年7月1日現在、埼玉県内では8自治体で電子図書館サービスが実施されております。隣の神川町では8月12日から電子図書館サービスを開始しました。町の財政負担を軽減するためにも図書館の運営事業委託料を低額にまず抑えること、新型コロナ禍を期に図書館の在り方を考えるとともに、電子図書館サービスの開始等について町は真剣に考える必要があると思ひます。

私の考えでは、検討委員会を立ち上げるなどして、また、アンケート調査等をですね、して住民の声も聞いたほうがいいのかと思います。現状で満足しているのではなくて、一歩前進して考えられないでしょうか。町長と教育長に質問をいたします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員からの再質問ということでございます。

管理委託料についても、私自身も少し見直しをしたほうがいいかなというのは、先ほどの答弁の中で見直しをしたいという話はしていたかと思ひます。

この数字で言うとですね、年々、図書館の利用率、入館数、貸出し冊数ですね、本の何冊貸し出したか、それについても、ここ何年かの数字を見ると非常に減少傾向をたどっている。その原因を探る意味で植原議員がおっしゃったような検討委員会なり、そういったものをですね、探って、次回の契約までにそういった詳細な検討をする必要があるかなと思ひております。

先ほど教育長が9人の司書がいるということですが、私調べたら、図書館法では特に司書の配置は決められてないということもありますので、9名の要員がですね、いろいろシフトされているのでそれなりの働きをしているかと思うんですが、そういったものの見直し、それから、読み聞かせもですね、職員だけではなくて、これを楽しみに民間のボランティアで参加して読み聞かせをやっているという方も伺っております。そういった中で今後の図書館運営についてですね、検討委員会なり、こういった形がいいか、役場内で検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 私のほうからは電子書籍についてちょっとお話をさせていただきたいと思います。

まだ数日前、大手の新聞でですね、電子書籍の記事を載せたのがあったと思いますが、図書館のほうでは契約料のうち、年間の図書購入費は約500万円ということで、500万円の予算の中でいろいろな本を購入していただいて、図書館の充実を図っているわけですが、これからの時代、電子書籍化も当然そういう流れになってくると思いますが、電子書籍を図書館で購入する場合、紙の本に対して2倍から3倍の費用がかかってしまうというようなこともありまして、電子書籍にすると逆に紙で買える本の冊数が減ってしまうということもあります。いろいろな設備投資等をしてもらうために、今の委託料でそこまでできるのかどうかということも、いろいろな問題があると思いますので、町のほうでですね、検討して適正な額になればいいのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 8番埴原育雄議員。

〔8番 埴原育雄君発言〕

○8番（埴原育雄君） 先ほどですね、教育長のほうから、図書館司書が9人いると答弁があったと思いますがけれども、あそこの図書館には総数で13名います。そのうちの館長1人、副館長が2人、それに図書館司書が9人、職員が1人、合計で13人になると思います。委託料が高い理由の一つとして、人件費が高いのではないか、もうちょっと減らしてもいいんじゃないかなという、私はそういう考えを持っていますが、教育長はどのように考えておられますか。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 委託料の決め方、町長のほうが御説明されたかと思いますが、この額に対してこれだけのサービスができますという提案ですので、9人の司書を置いてもらいたいので幾らになりますかということではないと思います。こちらは町で示した額に対して、これだけのサービスができるというところで、図書流通サービスですか、の会社が選ばれたのだと思いますので、その辺はまた委託料の額によってサービスが変わってくるのは当然だと思いますので、町の都合でですね、いいのかなと思います。

今資料が入ったのですが、委託する前の直営のときの人件費、それから、令和元年度、昨年度の人件費を今手元にありますので紹介させていただきます。

直営のときの人件費が3,222万6,370円、それに対して令和元年度、委託をしたときの昨年度の人件費合計が3,475万3,623円で、直営のときよりも約250万円多くなっているという資料があります。御紹介させていただきました。

○議長（猪岡 壽君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 今教育長がですね、町から予算を示して、この金額でどのくらいのサービスができるかというような答弁があったと思いますけれども、プロポーザル方式ということで、企画提案方式で、町はこの予算でもうちょっと安くするにはどうしたらいいか、その企画提案をしていただいたほうがいいんじゃないかと思います。教育長のお考えをお聞きます。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 図書館のより効率的な在り方を検討させていただいて、その辺を考えていきたいと思います。来年度終わったところで契約が変わりますので、そこに向けてですね、研究、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 次に、ひとり高齢者と高齢者だけの世帯の配食サービスについてのところでもありますけれども、先ほど町長の答弁の中で上里町も事業をしまして、多分上里町の高齢者いきいき課でやっている事業ではないかなと思います。これは老人福祉事業ということで配食サービスが行われています。

この事業は、ひとり暮らし等の高齢者及び重度の心身障がい者の方に栄養のバランスのとれた食事を届けることにより、自立生活の向上を図るとともに安否確認を行っているとのことですので。この点についてはですね、社会福祉協議会が実施しておりますハッピーランチと一部ダブ

っている部分があるかと私は思っております。この事業についてはですね、委託先は彩の郷たちばなに配達を含めて委託しているというふうに聞いております。利用料金は1食650円、町補助が250円、自己負担額が400円だそうです。

元年度の実績としまして、延べ配食数は2,889食、元年度の町の配食サービスの決算額は72万2,250円と聞いております。1年間の実利用人数は19人、月平均利用者数14.8人のようです。1日昼と夜の2食で、令和元年度週5日、月曜から土曜の5日間、年々利用者は元年度については少なくなっているということで聞いております。

令和2年度からは群馬県高崎市を参考にしまして、今までの対象者に加えて、認知症の方で日中独居の方、ひとり住まいで見守りが必要な方を対象に加え、週6日間、月曜から土曜、昼食と夕食を配食するように変えたということであります。利用料金は令和2年度から1食700円となりまして、所得金額によって400円、500円、700円が自己負担額になります。なお、不足する差額につきましては、町の補助金の対象となるようです。

この事業ですね、もっと枠を広げて、もっと対象者を広くして、町のほうでこれを実施したらどうか。民生児童委員さんが配らないで、宅配についても民間業者、ここでいいますとたちばなという老人施設でやっているわけですがけれども、その拡大ができるかどうか、そこら辺について町長にお伺いをいたします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員の再質問にお答えさせていただきます。

このハッピーランチについてはですね、ハッピーランチをやるボランティアの方の生きがいもあると伺っております。このサービスをすることによって生きがいを求めている方もいらっしゃる。また、一方では、これをやることによって民生委員さんの負担も大きくなっている。そういった中で社会福祉協議会でやっているサービス、それから、町がやっているサービスとのですね、整合性といいますか、目的は若干違うのですけれども、全体としてですね、これから高齢化社会、どんどん高齢者が増えていく中で、皆さんが本当にやることで余り負担感がない形のサービスがどういうものであるか、ちょっと検討させていただいて、本来の町が直営でやるべきか、民間委託にするか、幾つかのパターンが考えられますので、この辺を併せて、今回の植原議員の提案についてもですね、検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 次に、ワープ上里のイベントホールのところでありますけれども、ワ

ープ上里の多目的ホール、座席数が500席ということで、大きなイベントには良いと思いますけれども、小さなイベントには適しておりません。通常は小さなイベントの開催のほうが多いと私は考えております。

群馬県藤岡市にあります道の駅上州おにしについては、現在民間の方が指定管理者制度により委託を受けて経営をしております。マグホール（映像ホール）ですけれども、座席数は72席、非常に使い勝手がよいと聞いております。

上里町公共施設再配置維持保全計画の資料によれば、文化施設として総合文化センター、設備等の老朽化が進んでいることから、機能回復をして、また、機能回復改修に併せて総合文化センターに中央公民館、コミュニティセンター機能を付加し、機能の複合化を図るという案が示されております。そのときには是非ですね、座席数100席以下、舞台付きのイベントホールを造ってはどうか。大きなイベントホールを使うよりも、小さなイベントホールを使用することができれば、使用料は当然低額になると思います。町内外の方が施設の使用料を気にせずに気軽に活動できる場所を造るということは、地域の文化活動に貢献できるものと考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員のワープ上里についての小ホールといいますか、少人数の利用環境についての御質問かと思います。

再配置方針の中で、ワープ上里は中央公民館やコミュニティセンター機能を付加し、機能の複合化を図るとなっています。今後、住民が利用しやすい施設として機能維持、更新を図る上でホールの規模や現状施設での改修等による設置可能性などよりよい施設となるよう様々な検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 次もワープ上里のイベントホールのところでありますけれども、上里町の公共施設再配置維持保全計画の実施については、何年ごろに実現するか分かりませんので、現在のワープ上里の多目的ホールの座席数500席を改修して、小さなイベント開催に使用することも考えられると思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。再質問いたします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 先ほどちょっと植原議員の質問に小ホールについての検討についてお

話をしたつもりでしたが、ワープ上里についてはですね、再配置方針の中で、機能の複合化を図るということを考え、今後住民が利用しやすい施設として維持・機能更新を図る上で、ホールの規模や現状施設での改修等による設置可能性など、よりよい施設となるよう様々な検討していきたいということでおります。御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 8 番植原育雄議員。

〔8 番 植原育雄君発言〕

○8 番（植原育雄君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（猪岡 壽君） 8 番植原育雄議員の一般質問を終わります。



◎散 会

○議長（猪岡 壽君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 4 時 4 5 分散会